

## 第1部

# 平成28年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

# はじめに 平成28年度を振り返って

## 1 女性活躍推進法等による女性活躍の加速

「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）においては、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指している。第4次基本計画では、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大、困難な状況に置かれている女性への支援、男女共同参画の視点からの防災・復興対策、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化、国際的な規範・基準の尊重、地域における推進体制の強化を改めて強調している。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が、全面施行された。同法で、事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられた常用労働者301人以上の一般事業主（民間企業等）について、行動計画の届出率が99.9%（29年3月末現在）と、円滑に施行が行われている。併せて、28年度から、国の調達において、女性活躍推進法に基づくえるばし認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を総合評価落札方式等で加点評価する取組を開始し、独立行政法人等での実施や努力義務となっている地方公共団体で国に準じた取組が行われるよう働きかけを行った。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や民間企業等の各種調達においても、国と同様の取組が進むよう働きかけを行っている（第2章第1節、第3章第4節参照）。

また、働き方改革は日本経済再生に向けて、最大

のチャレンジと位置付けられている。働き方改革は、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものであり、改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである。平成28年9月以降「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等についての議論を経て、29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた（第2章第1節参照）。

若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において取りまとめた「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」の提言を踏まえ、平成29年3月に、男女共同参画担当大臣を議長とし、関係府省の部局長を構成員として設置された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期である、同年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を取りまとめた（第8章第4節2参照）。

## 2 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

平成28年度は、女性の就業調整等につながる可能性のある税制・社会保障制度等の見直しが進められた（第2章第5節参照）。税制については、29年3月に所得税法（昭和40年法律第33号）等が改正され、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しが行われた（30年1月施行）。社会保障制度については、28年10月から、大企業で働く短時間労働者を

対象に被用者保険の適用拡大が実施され、また、同年12月には、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「年金改革法」という。）が成立し、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に、企業単位で適用拡大の途が開かれた（29年4月施行）。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年11月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正され、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しを行うこととされた（29年4月施行）。

仕事と育児等の両立支援については、平成29年3月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、保育所に入れない等の場合に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できることとされた（29年10月施行。第4章第1節2参照）。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けては、平成28年12月にストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、規制対象行為が拡大されるとともに、罰則が引き上げられた（29年1月施行。第8章第3節参照）。また、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」が、29年3月に第193回通常国会に提出された（第8章第4節1参照）。

### 3 国際的な動向への対応

2016（平成28）年に我が国が議長を務めたG7伊勢志摩サミットでは、女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げ、首脳宣言に、質の高い教育や訓練等を通じた女性の能力開花を支援し、そのための「G7行動指針」を支持すること、科学や技術、工学、数学分野における女性の進出を促進するために「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」を立ち上げることを、女性に対するあらゆる暴力への対応強化にコミットすること等が盛り込まれた。男女共同参画と女性の活躍を全ての政策分野で反映する「主流化」の重要性は、2015（平成27）年9月に国連で策定された持続可能な開発

目標（SDGs）で明記され、SDGs策定後、初めてとなるG7サミット開催国として、その趣旨を体現するため、首脳会合のみならず、全ての関連閣僚会合で女性活躍を議題として取り上げ、女性の活躍推進に向けたイニシアティブを主導した。同年6月、ペルーのリマで開催されたアジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）女性と経済フォーラムには、内閣府大臣政務官及び民間からの代表者等が参加した。また、女性が輝く社会を実現するための取組の一環として、3回目となる国際女性会議WAW! 2016（World Assembly for Women）を2016（平成28）年12月に開催した。さらに、我が国が主導し、アジア各国の閣僚に参加を呼び掛けて、2006（平成18）年に東京で第1回会合を開催した、東アジア初の男女共同参画担当大臣会合である「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と、「東アジア家族に関する大臣フォーラム」とを統合し、新たに発足した「東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」の第1回会合が2016（平成28）年12月、タイ・バンコクで開催され、我が国から、男女共同参画・女性活躍担当大臣が参加した（第13章第2節5参照）。

我が国は、SDGsに係る施策を推進するため、2016（平成28）年5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置した。同年12月、同推進本部において決定された「SDGs実施指針」においては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化をSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けている（第13章第2節1参照）。

# 第1章

## 男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

### 第1節 国内本部機構の強化

#### (1) 男女共同参画担当大臣等

平成4年以降、歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき内閣府特命担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。また、26年9月以降、女性活躍担当大臣が内閣に置かれている。

#### (2) 男女共同参画会議の活動

男女共同参画会議は、内閣府設置法及び男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、内閣官房長官を議長として内閣府に設置されている。

第49回男女共同参画会議（平成28年5月13日）では、重点方針専門調査会における計3回の調査検討を踏まえ、次年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法第22条第3号に基づく意見として、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。これを受けて、すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成28年5月に「女性活躍加速のための重点方針2016」（以下「重点方針2016」という。）を決定した。

平成28年9月には、重点方針専門調査会を2回、女性に対する暴力に関する専門調査会を1回開催し、「重点方針2016」に盛り込まれた施策の29年度予算概算要求、28年度第2次補正予算案等への反映状況及び主要施策の取組状況等について各府省からのヒアリングも踏まえ、調査検討し、第50回男女共同参画会議（28年10月7日）に報告した。同会議では、これら2つの専門調査会の報告を受け、「重点方針2016」に基づく施策の取組状況について審議された。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、若年

層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、民間団体、研究者、関係省庁それぞれの取組や課題等についての調査検討を行い、「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」を取りまとめ、第51回男女共同参画会議（平成29年3月24日）に報告した。本報告書の提言も踏まえ、平成29年3月に、男女共同参画担当大臣を議長とし、関係府省の部局長を構成員とする「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」が設置され、同月末、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実など、4月から緊急に講ずる対策を取りまとめた（第8章第4節2参照）。

働き方改革と表裏一体として女性活躍を加速するために第50回会議で新たに設置された、「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」では、男性が家事、育児、介護等の家庭生活を営む上で生じる様々な活動に積極的に参画していくことについて計5回の調査検討を行い、広報展開を通じた男性が家事・育児等を行うことの意義の理解促進、先進的な事例収集及び情報提供を含む、男性の家事・育児等への参画促進、乳児用液体ミルクの普及に向けた取組を含む、家事・育児等を軽減する取組の推進等、「男性の暮らし方・意識の改革に向けた課題と方策」を平成29年3月に取りまとめ、第51回会議に報告した。なお、同年2月には、男女共同参画担当大臣、東京都知事、横浜市男女共同参画担当理事、同専門調査会会長、事業者団体、普及を希望する民間団体の代表、関係府省庁の部局長級が出席した関係者会合を開催し、乳児用液体ミルクに関する現状の取組状況や今後の対応方針等について認識を共有した。

平成30年度予算に向けては、第51回会議において、新たな「女性活躍加速のための重点方針」の策定に向けて、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会で調査検討を行うこととされ、29年3月の重点方針専門調査会で調査検討を開始した。

### (3) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員として、閣議決定により内閣に設置されている。同本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。また、本部には、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

### (4) すべての女性が輝く社会づくり本部の活動

すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成26年10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、日本の最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員として、閣議決定により内閣に設置された。28年5月、女性活躍の動きを更に加速するため、今後政府が重点的に取り組むべき事項として「重点方針2016」を決定した（本節(2)参照）。

### (5) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議においては、全体会議のほか、「女性のエンパワーメント促進」、「女性の起業支援」及び「次世代への働きかけ」という3つの重要テーマごとにチームを組織し、情報・意見交換、普及促進の活動を通じて、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。第35回全体会議（平成28年10月13日）では、各チームや、国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業についての報告等が行われた。また、同会議の企画委員会主催による情報・意見交換会として、「聞く会」を開催した。

### (6) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

我が国は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る各種国際会議への出席、相互交流、情報交換等を通じて、国際機関及び諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた（第13章第2節及び第3節参照）。

### (7) 年次報告書及び男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「平成28年版男女共同参画白書」（「平成27年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」）を作成した。これに併せて、第4次基本計画に掲げられた施策の推進に関連した予算額及び第3次男女共同参画基本計画に掲げられた施策の推進に関連した決算額を取りまとめ、公表した。

また、平成28年9月に男女共同参画社会に関する世論調査を実施し、その結果を同年10月に公表した。

### (8) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定）において、男女別等統計（ジェンダー統計）、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るとされている。

総務省統計研究所及び国連アジア太平洋統計研修所では、ジェンダー統計に関する講義を行い、国内外の統計担当者の育成を図った。

厚生労働省では、「働く女性の実情」を取りまとめ、毎年公表するほか、「女性就業支援バックアップナビ」<sup>1</sup>において、働く女性に関する統計の情報提供を行っている。

内閣府では、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成28年度）」の中で、地方公共団体で行われている調査や統計における男女別等統計の状況について調査し、公表した。

### (9) 苦情の処理及び人権侵害に対する被害者救済の充実

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）における男女共同参画社会の形成に

<sup>1</sup> <http://joseishugyo.mhlw.go.jp/>

関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制、平成27年度の苦情処理件数等の把握を行い、取りまとめ結果を重点方針専門調査会に報告した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成29年4月1日現在全国で199人を指名）が、男女共同参画の認識を高めるため、研修会等に参画した。また、男女共同参画センターに開設された行政相談所等において、男女共同参画に関する施策についての苦情等を受け付けている。法務省では、人権擁護委員に対し、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。

## 第2節

### 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

#### (1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市に、男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれている。

内閣府では、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）職員、行政相談委員及び人権擁護委員を対象に、国の施策についての理解及び苦情処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的として、「男女共同参画に関する『基礎研修』及び『苦情処理研修』」（平成28年5月）を実施するとともに、地方公共団体職員を対象とした「政策研修」（29年1月）も実施した。また、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、職員研修等において講師を派遣するなどの取組を行ったほか、各地域の課題解決に向けた取組を支援するため、地方公共団体等の求めに応じ、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣した。

また、女性活躍推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する事業主行動計画策定指針、国や地方公共団体の情報公表の状況等を内閣府ホームページに掲載し、地方公共団体の取組の参考となるよう情報提供を行った。

#### (2) 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実

男女共同参画センター・女性センター（以下「男女共同参画センター等」という。）は、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の

自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点としての役割を期待されている。

内閣府では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策について周知するとともに、参加者が事例発表やグループ討議等を通じて各地域の男女共同参画センター等が抱える課題等について共通認識を深め、他地域の取組等の情報の積極的な活用を図ること、内閣府においても各地域の実情や課題について情報収集を行うことを目的として、「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」（平成29年2月）を実施した。同情報交換会では、国の男女共同参画の取組、地方公共団体の取組事例を紹介したほか、①防災、②男性の家事・育児参画の推進、③女性への起業支援、④男女共同参画センターの強化・充実をテーマにグループ討議・発表を行った。

#### (3) 国立女性教育会館における取組の推進

国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や女性に対する暴力被害者支援に関する研修等喫緊の課題への対応、アジア地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている（第5章第1節2、第11章第3節2参照）。

また、同会館では男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、統計、人材情報、女性関連施設等の各データベースや、ミニ統計集の刊行により情報提供を行っている。

#### (4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、平成13年度から「男女共同参画週間」（毎年6月23日から同月29日まで）を実施している。この週間に際して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞表彰」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を始めとした各種の広報・啓発活動を行っている。

## 第2章

# 男性中心型労働慣行等の 変革と女性の活躍

### 第1節 長時間労働の削減等の働き方改革

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）では、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジとして「働き方改革」が位置づけられ、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因である長時間労働を是正すること等が課題として挙げられた。さらに、今後の取組として、いわゆる36協定における時間外労働規制の在り方について再検討すること等が記載された。

この「働き方改革」の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が平成28年9月以降開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方、女性・若者が活躍しやすい環境整備、病気の治療、子育て・介護と仕事の両立等が総理より会議での討議テーマとして指示され、29年3月に「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という。）が取りまとめられた。

実行計画においては、日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革と位置づけられ、働き方改革は、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものであり、改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである、とされた。また、雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要であり、働き方改革によって、人々が人生を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになることを目指す、とされている。

実行計画では、時間外労働の上限規制の導入について、基本的考え方として「仕事と子育てや介護を

無理なく両立させるためには、長時間労働を是正しなければならない。働く方の健康の確保を図ることを大前提に、それに加え、マンアワー当たりの生産性を上げつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていく。」としたうえで、連合と経団連による労使合意を踏まえて、法改正の方向性を明記した。

今回の法改正は、現行の厚生労働大臣告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることのできない上限を設定するものとされた。具体的には、時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して協定を結ぶ場合においても、上回ることのできない時間外労働時間を年720時間とする、かつ、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限として、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、休日労働を含んで80時間以内、②単月では、休日労働を含んで100時間未満とし、③原則を上回る特例の適用は、年6回を上限とする、と定められた。

また、連合と経団連の労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに加え、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設け、行政官庁が必要な助言・指導を行うことや、勤務間インターバル制度について、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）を改正して努力義務を課し、普及促進のため労使関係者を含む検討会を立ち上げること等が示された。

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。仕事と生活

の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について、最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行った。平成29年3月に公表された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2016」では、「行動指針」で設定されている数値目標の目標年である32年に向けて、労使等の各主体が仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していくとしている。

また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達・補助金取組指針」という。）に基づき、国の契約のうち、総合評価落札方式及び企画競争方式を採る事業において、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定等（以下「各種認定等」という。）を取得した企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として加点評価する取組を開始した。国の全機関（26機関）で全面導入に向けたスケジュールが策定され、全機関で平成28年度から取組が開始され、そのうち19機関で原則全面導入された。また、外国法人に対しても、内閣府が各種認定等相当の確認を28年10月から開始し、各府省等の行うWTO政府調達協定等に係る調達においても、本取組が導入されることになった。また、独立行政法人等でも本取組が開始されたほか、努力義務となっている地方公共団体にも国に準じて取組が進められるよう働きかけを行った。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等における各種調達でも国と同様の取組が進むよう働きかけを行った。

また、平成28年度は、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、関係団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを

開催した。さらに、地方公共団体の担当者を対象としたセミナーを開催し、各地域の企業に対するワーク・ライフ・バランスの取組強化を図った。

加えて、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、企業等において男性従業員の働き方に良い影響を与えた取組の好事例を調査・研究し、その結果の周知を行った。

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進している。

人事院では、平成28年8月の人事院勧告時の報告において、公務における超過勤務の縮減について、近年は仕事と家庭の両立に向けた長時間労働の是正が我が国全体の課題とされており、将来にわたり誰もが活躍できる働きやすい職場づくりを実現していくためにも、組織運営の問題として強い取組姿勢を持ち府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化等に取り組むことが重要であること、その上で、管理職員が職員に超過勤務予定を事前申告させた上で必要性等を精査し、具体的指示を行うなどの取組を徹底することが有効であることについて言及した。

## 第2節

### 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備

厚生労働省では、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に父親の子育てについては、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、参加型の公式サイト<sup>2</sup>の運営やハンドブックの配布等を行うとともに、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」及び部下の仕事と育児の両立に配慮する管理職を表彰する「イクボスアワード」等表彰や企業向けセミナーの開催等により好事例の普及

<sup>2</sup> 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



を図っている。また、女性活躍推進法に基づく情報公表項目に「男女別の育児休業取得率」を位置づけており、「女性の活躍推進企業データベース」における情報公表が進むよう、企業に取組を促している。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児・介護休業法が改正され、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に新たに義務付けられた（平成29年1月1日施行）。当該改正法の施行に向けて、都道府県労働局において説明会及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を図った。そのほか、介護休業取得者の経済的支援をするため、雇用保険を財源に支給される介護休業給付の給付率を40%から67%へ引き上げている（28年8月1日施行）。

### 第3節

## 男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では特に若年夫婦を対象として、夫婦がお互いの考えや気持ちを確認しながら、家事シェアや、近い将来の家族のことを話し合うことを目的としたコミュニケーションツール「夫婦が本音で話せる魔法のシート ○○家作戦会議」（以下「○○家作戦会議」）を作成・公表するとともに、「○○家作戦会議」を活用したワークショップを開催したほか、さらに政府広報を活用した各種媒体により周知・啓発を行った。

また、男性の家事・育児等の家庭生活への参画の重要性について、視覚的にもわかりやすく情報提供を行うための「男性の家事・育児参画コンセプトポスター」を作成・公表した。

さらに、男性が家事・育児等を身近に感じ継続的な参画が進むよう、スマートフォン用アプリケーション「Let'sさんかくアプリ～男性の家事・育児に向けて～」を開発・配信した。

加えて、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」（平成32（2020）年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%が目標）を推進するとともに、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけ

となるようハンドブックを活用した啓発活動を行っている。

### 第4節

## ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクションが不可欠である。また、女性の活躍推進に向けた企業の取組を、投資家、就業希望者、消費者等から「見える」ようにすること（見える化）は、当該企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企業にも自主的な取組が波及する好循環が期待される。

平成28年4月には女性活躍推進法が全面施行され、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主（民間企業等）は、女性の採用・登用等の状況を自ら把握し、課題を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表することなどが義務付けられた（常時雇用する労働者数が300人以下の一般事業主は努力義務）。29年3月末現在、行動計画策定届出率は、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主で99.9%、国・地方公共団体で100%となっている。また、女性の活躍状況に関する情報公表実施率は100%となっている。

内閣府では、平成28年9月に、同法に基づく国・都道府県・市町村の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を開設した。同サイトにおいて、国・都道府県・市町村の女性の採用・管理職割合、男女別育児休業取得率、超過勤務の状況等の女性職員の活躍状況に関する情報を比較可能とした。

また、女性役員に関する情報の「見える化」など情報提供の充実を図るため、平成28年9月に上場企業の女性役員登用状況を一元的に集約・発信する「女性役員情報サイト」を開設した。このサイトでは、約3,600の上場企業の女性役員の数、割合を業種別一覧化するとともに、政府の取組や、資本市

場における女性活躍企業の評価の動きを紹介している。さらに、上場企業のうち女性役員が1名以上の企業を一覧化した「上場企業における女性役員の状況2017」ポスターを作成し、機運の醸成を図った。

加えて、内閣府では、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象として「女性が輝く先進企業表彰」を実施し、平成28年12月に内閣総理大臣表彰2社、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰5社の合計7社を表彰するとともに、政府広報を活用した各種媒体により周知・啓発を行った。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業に対しては、女性の活躍を推進している企業として「えるぼし」認定を行っている（平成29年3月末現在で291社を認定）。さらに、企業の自主的な取組を推進するため、必要な助言及び情報提供を積極的に行っている。

具体的には、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務である301人以上の一般事業主（民間企業等）のうち、未届けになっている企業に対して「ローラー大作戦」を実施し、個別に強力で届出等を促すとともに、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」を作成し、事業主の取組の支援を行っているほか、「中小企業のための女性活躍推進事業」により、中小企業による女性活躍推進の取組を支援している。

さらに、企業における女性の活躍を推進していくため、女性の活躍に積極的に取り組む企業に対して助成金を支給しているほか、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」を実施している。

また、企業が自社の女性の活躍状況や、仕事と家庭の両立支援に係る情報を掲載できる「女性の活躍・両立支援総合サイト」を整備している。また、当該サイトのコンテンツである、企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したサイト「女性の活躍推進企業データベース」を活用した女性の活躍状況の情報開示を働きかけるとともに、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」によりポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を

行っている。

経済産業省では、平成24年度以降、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰し、ダイバーシティ経営のすそ野の拡大を図っている。28年度は、「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進」「経営層への多様な人材の登用」等の重点テーマを設定し、「新・ダイバーシティ経営企業100選」として、29年3月に31社（大企業13社、中小企業18社）を表彰した。

また、平成24年度以降、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定している。28年度は、29年3月に47社を発表した。

## 第5節 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

女性が働きやすい税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、平成26年10月の経済財政諮問会議において内閣総理大臣から総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示・要請が行われたことを受け、経済財政諮問会議等において、各制度の進捗状況をフォローアップしている。

税制に関しては、平成29年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行うこととし、29年3月に所得税法等が改正された（30年1月施行）。

社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、平成28年10月から、大企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施された。また、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開くこと等を内容とする年金改革法が第192回臨時国会において成立した（29年4月施行）。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、

平成28年8月の人事院勧告において、29年4月1日から段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなど、扶養手当の見直しを行う、と勧告されたことを踏まえ、同勧告を実施するための一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）が第192回臨時国会において成立した。

民間企業における配偶者手当については、厚生労働省において、平成27年12月より学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に

関する検討会」を開催して検討を行い、28年4月に報告書を公表した。報告書を受けて「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめるとともに、労使の検討に向けての資料を作成し、都道府県労働局等を通じて広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。29年1月の経済財政諮問会議において、民間企業においても配偶者手当の見直しに前向きに取り組むよう、内閣総理大臣から要請が行われた。

## 第3章

# 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 第1節

## 政治分野における女性の参画拡大

内閣府は、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の状況について毎年調査し、公表している。

また、平成28年は、我が国において女性が初めて参政権を行使してから70年であることから、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）メッセージや国連開発計画（UNDP）の「女性の政治参加促進のためのガイドブック」等を掲載する特設ウェブサイトを作成するとともに、政治分野における女性の参画拡大の重要性について積極的に啓発するべく、列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）の各国の国会議員に占める女性の割合等の報告“Women in Parliament”の和訳である「議会における女性」の作成や地方の政治分野における女性の参画状況についてデータを取りまとめた「女性の政治参画マップ2017」を作成するなど、政治分野における女性の参画状況に関する情報提供を行った。さらに、2013（平成25）年に無党派・非営利の独立団体として創設された、女性政治家の世界的ネットワークであるWomen in Parliament Global Forum（WIP）の創設者・会長であるシルバナ・コッホ＝メーリン氏の来日に合わせ、議会における女性活躍についての「聞く会」を28年10月に開催した。

加えて、各政党に対し、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合等が高まるよう、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討、両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備等についての要請を行った。

### 第2節

## 司法分野における女性の参画拡大

### 1 検察官における女性の参画拡大

法務省では、検察官の継続就業のため、人事異動において、転勤先の保育所の確保が必要な場合に、可能な限り早期に本人の意向を確認するなど、検察官にとって働きやすい職場環境の整備に取り組んだ。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、検察官における女性の参画状況について毎年調査し、公表を行っている。

### 2 裁判官における女性の参画拡大

最高裁判所では、男女にかかわらず裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた者を採用しており、

裁判官に占める女性割合は着実に増加している。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、裁判官における女性の参画状況について毎年調査し、公表を行っている。

## 第3節 行政分野における女性の参画拡大

### 1 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (1) 国家公務員に関する取組

内閣官房内閣人事局及び各府省は、内閣官房内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において平成26年10月に策定された「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、女性国家公務員の採用・登用に関する目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定・公表し、総合的かつ計画的な取組を進めている。

人事院では、第4次基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」（平成27年12月人事院事務総長通知）を发出しており、各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組が進むよう支援している。

女性国家公務員の採用拡大に向けては、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成28年度において、各府省の第一線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のための霞が関特別講演」を都内の大学で6講演、女子学生等に対し国家公務員の業務内容、仕事のやりがい、ワーク・ライフ・バランス等、公務の魅力を伝える「女性のための公務研究セミナー」を全国で3回実施したほか、女性向け募集パンフレットを作成するなど、女性を公務に誘致するための活動を行った。

また、女性職員登用に向けた環境整備の一環として、平成13年度から、女性職員を対象とした研修を実施しており、28年度においては、本府省及び地方機関の係長級女性職員等を対象に「女性職員キャリアアップ研修」を14回実施した。また、近い将来に本府省の管理職員として活躍することが期

待される課長補佐級の女性職員を対象に「行政研修（課長補佐級）女性管理職養成コース」を実施した。これにより、マネジメント能力の開発のほか、女性職員の相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会や人的ネットワーク形成の機会の付与等を図り、本府省や地方機関の管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大していくこととしている。さらに、女性職員登用推進施策の一環として、本府省及び地方機関において各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員を対象に「女性職員登用推進セミナー」を10回実施した。加えて、先輩職員として、女性職員を含む後輩職員に対して助言、指導するメンターとなることが予定されている職員等を対象に「メンター養成研修」を14回実施した。

さらに人事院においては、仕事と育児・介護の両立支援策を充実させる一方で、長期の育児休業をはじめ両立支援策の利用が事実上女性職員に偏りやすい実態があることから、平成28年11月及び12月、各府省の人事担当者を対象として開催した両立支援連絡協議会や制度説明会の場で、男性職員の両立支援制度の活用を促すとともに、制度運用においては、職員本人の意向を十分把握しつつ、キャリアパスの充実についてもきめ細かい支援に取り組むよう各府省に求めた。

そのほか給与制度においても、昇給区分の決定に当たって、育児休業を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されないよう、当該勤務しなかった期間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするため、平成28年12月に人事院事務総長通知を发出（29年1月施行）するとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たって、育児時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しないこととするため、人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）の改正を行い、28年12月に公布した（29年1月施行）。

内閣官房内閣人事局では、女性の志望者拡大に向けて、「女子学生霞が関インターンシップ」を始めとした女性向けキャリア形成イベントの実施、民間企業が主催する就職活動関連イベントへの参加のほか、ホームページ、パンフレット等においてワーク・ライフ・バランスに関する取組や活躍している女性職員を紹介することなどにより、公務の魅力を積極

的に発信した。また、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてフォローアップを実施し、その結果を平成28年4月及び12月に公表した。

また、女性職員の活躍と男女双方のワーク・ライフ・バランスに資する取組を率先して行う管理職を増やすため、平成28年7月から12月にかけて本府省及び地方機関の職員を対象とした「女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー」を実施し、管理職に対する意識啓発を行った。また、女性職員が将来のキャリアをイメージしつつ、出産、育児等のライフイベントを経た後も成長する意欲を持つことができるよう、28年7月及び9月に各府省の若手女性職員を対象とした「若手女性職員キャリアセミナー」を実施した。さらに、係長級としての経験年数を一定程度有している中堅女性職員が、これまでの経験を振り返って自分の強み・課題を見つけるとともに、現在抱えている漠然とした不安を払拭し、昇任に対して前向きになれるよう支援するため、29年3月に「中堅女性職員キャリアセミナー」を実施した。そのほか、様々な分野で活躍する女性職員をロールモデルとして採り上げ、これまでのキャリアパスや働き方、仕事と家庭の両立の状況等にも触れつつ、その活躍ぶりについて紹介する「女性国家公務員のワークスタイル事例集」を作成・公表した。

さらに、男性職員の育児休業等の取得について、男性職員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、その取得促進を図るため、有識者のアドバイスや制度解説等を掲載したハンドブック（「イクメンサポート」）や啓発用ポスターの作成・配布を行った。また、育児休業を取得した各府省の女性職員を対象として、育児休業後の職員の円滑な職務復帰とその後のキャリア形成に資することを目的とした「女性セミナー（育児休業取得者対象）」を平成28年11月に実施したほか、男性職員のワークライフバランス及び家庭生活への関わりを推進させるため、男性職員も対象に加えた、「仕事と育児の両立セミナー」を29年2月に実施した。

内閣府では、平成28年9月に、女性活躍推進法に基づく各府省の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を開設した。また、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、国家公

務員の府省別国家公務員採用試験採用者に占める女性割合や府省別の女性職員の登用状況等について毎年調査し、取りまとめて公表を行っている。

そのほか、各府省は、女性職員の意識・意欲の啓発・増進及び能力向上のための研修の実施に努めるとともに、人事院及び内閣官房内閣人事局の実施する研修への参加機会の確保に努めた。また、女性職員の様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデル、活躍事例を紹介するなどの取組を推進している。

また、政府全体として、7月及び8月には、「ゆう活」（夏的生活スタイル変革）、業務の効率化や職場環境の改善等具体的取組の実践、テレワークの推進強化及び休暇の一層の取得推進等、働き方改革のための取組を集中的に行う期間として「ワークライフバランス推進強化月間」を実施した。また、国家公務員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、平成29年3月に「ワークライフバランス職場表彰」を実施し、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った職場のうち、特に優秀なものについて表彰した。さらに、霞が関においては超過勤務が多いことを踏まえ、霞が関における「働き方改革」を更に加速させるため、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」（平成28年7月内閣人事局）を決定し、同方針に基づき、リモートアクセスとペーパーレス、マネジメント改革、国会関係業務の改善などの取組を進めている。

## (2) 国の審議会等委員等における女性の参画拡大

内閣府では、「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施し、府省別の審議会等委員に占める女性の割合等について、内閣府ホームページで公表している。また、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用している。

## (3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

内閣府では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の採用・登用状況及び女性の採用・登用の拡大に向けた取組状況について、毎年調査を行っている。また、「独立行政法人等における女性登用状況等『見える化』サイト」において、各法人

の女性役員及び管理職の登用に関する目標設定の状況や現状値、採用者数、職員数、育児休業取得者数等について一覧で調査結果を公表している。加えて、平成28年4月に、各独立行政法人等に対し、第4次基本計画に定めた政府目標の達成に向け、32年を目途とした役員及び管理職の女性登用に関する数値目標の設定、女性の活躍状況等の一層の見える化などの積極的な取組が進むよう、要請を行った。

## 2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### (1) 地方公務員に関する取組

内閣府では、平成28年9月に、女性活躍推進法に基づく都道府県・市町村の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」を開設した。あわせて、地方議会の議員に占める女性割合、地方公務員の管理職に占める女性割合、都道府県防災会議の女性委員割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し、内閣府ホームページに掲載している。また、29年3月、市町村における管理職に占める女性割合や男性公務員の育児休業取得率等について、地図上で分かりやすく「見える化」する「市町村女性参画状況見える化マップ」を新規に作成し、内閣府ホームページで公表した。

平成28年4月全面施行となった女性活躍推進法に基づき、全ての地方公共団体において特定事業主行動計画が策定され、これに沿った取組が行われている。総務省では、28年4月に自治行政局公務員部に「女性活躍・人材活用推進室」を設置し、地方公共団体の取組を支援している。

主な支援として、まず、特定事業主行動計画の策定過程で各地方公共団体が把握した課題及び行動計画に盛り込んだ取組内容を把握・整理した上で、これらの課題解決に資する地方公共団体や民間企業等の先進的な取組事例の紹介など、情報発信の充実を図った。

また、女性地方公務員の人材育成を支援するため、自治大学校において、「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」を実施したほか、男性を含めた地方公務員の意識啓発を進めるべく、各研修課程に「女性活躍・働き方改革」に関する講義枠を新たに設けた。

加えて、人材育成に係る有識者を構成員とする「地

方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会」を開催し、女性地方公務員のキャリア形成支援の在り方等について検討を行い、その結果を報告書に取りまとめ、全ての地方公共団体に周知した。

地方公共団体における「ゆう活」については、総務省から各地方公共団体に対し、平成27年度の実施結果を踏まえた取組の充実や、地域の先頭に立った積極的な取組を要請した。各団体においては、通年実施化など実施期間・対象の拡大や、「ゆう活」を実施しやすくするための弾力的運用、職員に対する定時退庁の働きかけ等の工夫・改善が行われたところであり、これらの先進的な取組事例について、各地方公共団体に対し情報提供を行った。さらに、年次有給休暇の取得促進のほか、育児休業制度の活用、特に男性職員の育児休業取得の促進、時間外勤務の縮減等に関し、助言や情報提供を行っている。

消防庁では、消防吏員の女性比率を、平成38年度当初までに5%に増加させることを目標とし、消防本部等に対し、数値目標の設定による女性消防吏員の計画的な増員のほか、適材適所を原則とした職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、浴室、仮眠室等の計画的な整備等、ソフト、ハード両面の職場環境整備に取り組むよう要請を行っている。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行った。さらに、パネルディスカッションや活動事例報告等を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、28年6月に全国女性消防団員活性化大会を開催した。

警察では、女性の視点を一層反映した警察運営を進めているところであり、全国で警察署長、機動隊副隊長、警察署の刑事課長等として活躍するなど、女性警察官の登用を進めている。また、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を平成35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されているところ、女性に向けた情報発信活動を強化するなど女性警察官の採用の拡大を図っている。さらに、都道府県警察の幹部職員を対象とした研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

(2) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大  
内閣府では、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性割合の現状等を調査し公表を行った。

## 第4節 経済分野における女性の参画拡大

実質的な男女労働者間の均等を確保するためにはポジティブ・アクションが不可欠であり、女性の活躍推進に向けた企業の取組を「見える化」し、当該企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企業にも取組が波及する好循環が期待される。

女性活躍推進法が平成28年4月に全面施行され、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主（民間企業等）は、数値目標の設定を含めた行動計画の策定・公表や、女性の活躍状況に関する情報の公表などが義務付けられた。

内閣府では、「女性活躍推進法『見える化』サイト」や「女性役員情報サイト」を開設するとともに、「上場企業における女性役員の状況2017」ポスターを作成した（第2章第4節参照）。

また、海外の先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基に、女性役員候補者の育成の在り方について検討を行うとともに、女性役員候補等の国際的に活躍する女性リーダー育成モデルプログラムを作成した。

さらに、民間企業における女性の社外役員等への登用を促進するべく、国の審議会等の女性委員等の情報についてデータベース化し情報提供を行う「はばたく女性人材バンク」の運用を行っている。

加えて、「公共調達・補助金取組指針」に基づき、国の調達において、女性活躍推進法に基づく見えるばし認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を総合評価落札方式等で加点評価する取組を平成28年度から開始し、今後、独立行政法人等での実施や、努力義務となっている地方公共団体で国に準じた取組が行われるよう働きかけを行った。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や民間企業等の各種調達においても、国と同様の取組が進むよう働きかけを行っている。さらに、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・

バランス等の実現に向けた取組を進めるため、民間企業等の調達においても企業の社会的責任（CSR）推進の観点等も考慮しつつ、国と同様の取組が進むよう、民間企業等の調達やCSR調査の状況や推進方策の方向性等を調査・公表し、女性活躍推進に向けた取組を加速することとしている（第2章第1節参照）。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対する「えるばし」認定や、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」を実施している。また「女性の活躍・両立支援総合サイト」、「女性の活躍推進企業データベース」、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」により総合的な情報提供を行っている（第2章第4節参照）。さらに、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業における女性活躍のための取組を推進している。

## 第5節 その他の分野における女性の参画拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行っている。また、ライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、「女性医師バンク」において就業斡旋等の再就業支援を行っている。

さらに、平成28年度においては、「女性医師キャリア支援モデル普及事業」として、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及させるための経費を支援した。

内閣府では、経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業・職能団体等の各種機関・団体・組織等における女性の参画状況について、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。

# 第4章

## 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

### 第1節

#### M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

##### 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

平成19年12月に政労使の合意の下に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われている。

社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第20条及び「公共調達・補助金取組指針」等に基づき、国の契約のうち、総合評価落札方式等を採る事業において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を開始した。また、独立行政法人でも本取組を開始したほか、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が行われるよう働きかけを行った。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等における各種調達でも同様の取組が進むよう働きかけを行った（第2章第1節参照）。

また、内閣府では、社会全体の気運醸成に向けた取組として、「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進しているほか、月に1回、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や関連行事等の情報を分かりやすく紹介する「カエル！ジャパン通信」（メールマガジン）を発行している。

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとし

た労使の自主的な取組を促進している。

具体的には、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するため、厚生労働省幹部及び都道府県労働局長が日本各地のリーディングカンパニーのトップに働き方改革の実現に向けた取組の実施を働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を広く普及させるために「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して情報発信を強化するなど、企業の自主的な働き方の見直しを促進した。加えて、民間企業が「ゆう活」に取り組むよう、働きかけを行った。

さらに、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取組を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、地域における休暇取得促進の気運を醸成した。

このほか、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んでいる。

加えて厚生労働省では、事業者が労働者のメンタルヘルスケアに取り組むよう、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、労働基準監督署を通じた指導や産業保健総合支援センターによる支援を実施している。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」<sup>3</sup>において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」等の情報提供やメール相談等を行うとともに、「こころの耳電話相談」<sup>4</sup>において、働く人のメンタルへ

<sup>3</sup> 厚生労働省委託事業 こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

<sup>4</sup> 「こころの耳電話相談」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/>



ルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談に応じている。

さらに、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により、27年12月から、労働者数50人以上の事業場にストレスチェックの実施とその結果に基づく面接指導の実施等が義務付けられたところであり、それらの適切な履行を確保するため、制度の周知徹底を図るとともに、事業場に対する指導を行っている。

ワーク・ライフ・バランス、長時間労働削減、地域における女性の活躍推進等の「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。このため、各都道府県において、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」の開催に取り組んでいる。さらに、会議を通じた地域ぐるみの働き方改革を推進するため、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」を立ち上げ、これらの会議に対して先進的事例の情報提供等の支援を行っている。

## 2 ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方の実現

厚生労働省では、改正内容を含めた育児・介護休業法の内容について周知・徹底を図るとともに、同法に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、育児・介護休業法に規定されている制度の普及・定着に向けた行政指導を実施している。また、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いに対しては、相談者の意向に配慮しつつ、事業所に対する報告徴収を積極的に行うなど、迅速かつ厳正に対応している。さらに、育児休業を取得した労働者の雇用の継続を目的として、雇用保険を財源に、育児休業給付を支給している。

また、厚生労働省では、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を

支援するため、両立支援等助成金の支給を行っている。

さらに、次世代法により、平成27年4月から開始された認定制度（「プラチナくるみん」認定）等の周知、「女性の活躍・両立支援総合サイト」<sup>5</sup>において、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組の参考となる指標や好事例等の周知、中小企業のための「育休復帰支援プラン」策定マニュアルや「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」、介護支援プラン策定マニュアルの周知を行っている。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組を積極的に行っており、かつ、その成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、広く周知を図っている。

また、子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を内容とする育児・介護休業法の改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）が、平成29年3月に成立した。

さらに、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルの配布のほか、制度を導入した事業主に対して支給する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象としたセミナーの実施等、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等により、周知・啓発を行った。

内閣府では、介護休業や介護保険等の制度やサービス等、仕事と介護の両立に資する法制度や介護サービス等の情報を一元的に提供するための『仕事』と『介護』の両立ポータルサイトを運用している。

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定、28年5月変更）等に基づき、関係省庁では、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の

<sup>5</sup> 厚生労働省委託事業「女性の活躍・両立支援総合サイト」 <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

テレワーク関係4省は、産学官から構成される「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効果的な運用に資する普及活動を展開している。平成27年度から11月を「テレワーク月間」と定めており、28年度はテレワーク月間サイトにおける活動募集、PR動画の配信、関連イベントの開催等を行った。本取組を契機にテレワークの周知に係る政府広報を実施した。

総務省では、テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣、テレワーク普及促進の担い手の育成、テレワークに先駆的に取り組む企業等の事例収集や表彰を行うとともに、全国でセミナーを開催し、その普及を図った。

厚生労働省では、仕事と子育て・介護等の両立等柔軟な働き方が可能となるテレワークモデルを構築し、仕事と育児・介護の両立のための好事例集を作成・周知するとともに、在宅勤務ガイドラインの周知・啓発、テレワーク相談センターでの相談対応、企業等に対する労務管理や情報通信技術に関する専門家の派遣、事業主・労働者等を対象としたセミナーの開催、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、テレワーク導入経費に係る支援等により、適正な労働条件下における良質なテレワークの普及を図っている。

また、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、「ホームワーカーズウェブ」の運営により、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施した。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、テレワーク展開拠点の整備推進方策の検討を行った。

### 3 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

女性活躍推進法に基づく情報公表が進むよう、企業に取組を促している。

平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づく、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置が、事業主において適切に講じられるよう周知や取組支援を行った。また、28年8月から、介護休業給付

の給付率を40%から67%に引き上げている。

内閣府では、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」（平成32年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%が目標）を推進するとともに、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるようハンドブックを活用した啓発活動を行っている。

また、「〇〇家作戦会議」、「男性の家事・育児参画コンセプトポスター」を作成・公表するとともに、「〇〇家作戦会議」を活用したワークショップを開催したほか、政府広報を活用した各種媒体により周知・啓発を行った（第2章第3節参照）。

さらに、スマートフォン用アプリケーション「Let'sさんかくアプリ～男性の家事・育児に向けて～」を開発・配信した（第2章第3節参照）。

### 4 女性が活躍するための前提となる人材育成

厚生労働省では、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等に対する支援施策を実施している。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者及び学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

## 第2節

# 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

## 1 男女雇用機会均等の更なる推進

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、男女雇用機会均等法について、引き続き、労使を始め関係機関に対し、周知・啓発を実施している。

また、企業を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、是正指導を行っている。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについては、女性労働者の尊厳を傷つけ、継続就業を妨げるものであることから、法違反の事実が認められる企業に対しては、迅速かつ適正な指導を行っている。

さらに、「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」（平成25年厚生労働省告示第384号）に基づき、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対して、実質的な男女別雇用管理とならないよう、同指針の周知徹底を図るとともに、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては是正指導を行っている。

また、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている。

文部科学省では、平成28年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。

また、新規中学校・高等学校卒業者の就職についても、文部科学省と厚生労働省の連名の通知により、経済団体等の関係者に対して男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう、引き続き配慮を依頼した。

## 2 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援の

ためのガイドライン」（平成22年8月厚生労働省公表）の普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。

## 3 女性に対する各種ハラスメントの防止

厚生労働省では、事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。）の内容について周知・啓発を図るとともに、措置を講じていない企業に対しては是正指導を行っている。また、専門知識を持った雇用均等指導員を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に配置し、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。

また、事業主による妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いは、既に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されているが、近年、上司・同僚からのハラスメントも問題となっている。そのため、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正が行われ、事業主に対し、上司・同僚による職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、新たに義務付けられた（平成29年1月1日施行）。

その施行に向けて、都道府県労働局において説明会及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を図った。

加えて、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、労働者等に積極的に周知している。

## 第3節

# ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには

ポジティブ・アクションが不可欠であり、女性の活躍推進に向けた企業の取組を「見える化」し、当該企業の取組が市場で評価されることを通じ、他の企業にも取組が波及する好循環が期待される。

女性活躍推進法が平成28年4月に全面施行され、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主（民間企業等）は、数値目標の設定を含めた行動計画の策定・公表や、女性の活躍状況に関する情報の公表などが義務付けられた。

内閣府では、「女性活躍推進法『見える化』サイト」や「女性役員情報サイト」を開設するとともに、「上場企業における女性役員の状況2017」ポスターを作成した（第2章第4節参照）。

さらに、女性のライフステージや個々の希望に応じた支援情報が実施機関ごとに点在しているなど、必要な情報にアクセスしにくい状況を踏まえ、様々な支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」を内閣府ホームページに掲載している。

また、平成29年3月、企業の経営トップ等が策定・公表した「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングが開催された。内閣府では、行動宣言の賛同者を募るとともに、賛同者による取組の好事例を事例集、広報誌、Facebook等で情報発信した。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定や、ポジティブ・アクション等に積極的に取り組む企業に対する「均等・両立推進企業表彰」を実施している。

また、「女性の活躍・両立支援総合サイト」、「女性の活躍推進企業データベース」、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」により総合的な情報提供を行っている（第2章第4節参照）。

文部科学省では、一旦離職した地域の女性が学びを通じて社会参画することを促進するため、女性が学びを通じて様々な分野で活躍したグッド・プラクティスの収集を行い、平成28年9月と29年2月にはその普及と情報交換、発信のための「女性の学び応援フェスタ」を実施した。

女性の参画が少ない分野での就業等を支援するた

め、国土交通省では、自動車運送事業等における女性活用に向けた取組として、「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」で実施した女性が働きやすい職場環境の整備等の労働環境・待遇に関する実態調査結果を踏まえ、関係者と連携して事業形態・規模等に応じた対策を検討した。

また、トラック運送業においては、荷主、運送事業者等を構成員とする協議会を活用して、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けたパイロット事業を実施するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に向けて、複数人で長距離運送を分担する中継輸送の実証実験を行い、その普及・実用化を図った。さらに、国土交通省のホームページに開設した「トラガール促進プロジェクトサイト」等を活用して、経営者の啓発等に取り組んだ。また、女性の荷役作業の効率化を図る設備の導入支援を実施した。

タクシー事業においては、女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者支援・PRをすることにより、女性の新規就労・定着を図るべく、平成28年6月に「女性ドライバー応援企業」認定制度を創設した。

建設業においては、平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の下、5年以内に女性の技術者・技能者の倍増を目指して様々な取組を行っている。28年度には、経営者向けのセミナーや女性リーダー育成に向けた研修等を実施した。

造船業においては、女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域中小造船が連携したインターンシップの推進、魅力ある新教材の作成等教育体制の改革強化の取組を推進した。

国立女性教育会館では、企業の管理職等を対象に、女性の活躍事例等を取り上げた「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を実施した。

## 第4節

# 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

## 1 同一労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進

雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員を希望する方の正社員転換や非正規雇用を選択する方の待遇改善を推進することが重要である。このため、厚生労働大臣を本部長とした「正社員転換・待遇改善実現本部」において平成28年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」や、各都道府県労働局に設置した本部において同年3月までに策定したそれぞれの「地域プラン」に基づき、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進している。

また、平成28年12月20日の第5回働き方改革実現会議において、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を提示した。これは、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示したものとなっている。このガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定することとしている。

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図っている。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援するために、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施し受賞企業の取組を広く発信するとともに、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援・普及促進等を行っている。

## 2 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進

有期契約、パート、派遣等の非正規雇用労働者には、企業側の人材ニーズや労働者に様々な働き方の選択肢が提供されるなどの面もあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

このため、非正規雇用労働者の正社員化、人材育成、

処遇改善といった企業内でのキャリアアップに取り組む事業主に対してキャリアアップ助成金を支給し支援している。

また、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月閣議決定）を受けて、職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・拡大を図るため、「多様な正社員」の導入事例や、非正規雇用労働者の正社員化等の取組事例の収集、ホームページでの周知・啓発を図るとともに、シンポジウムや企業向けセミナー等で社会的気運の醸成を図るほか、「多様な正社員」の導入を検討している企業への支援として業種ごとのモデル就業規則の作成やコンサルティング等を実施した。さらに、厚生労働省では、労働契約法（平成19年法律第128号）において定められた、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（いわゆる「無期転換ルール」）等について、無期転換ルールの概要や先行導入した企業の好事例、支援策等をまとめたポータルサイトの開設、無期転換ルールの導入手順等をまとめたハンドブックの作成、全国47都道府県でのセミナー開催とその後の個別相談会の実施など、あらゆる機会を活用して無期転換ルールの周知・啓発及び導入支援を行った。

派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）により、派遣元事業主に対し、均衡待遇の確保のために考慮した内容を派遣労働者の求めに応じて説明する義務や、派遣先に対し、福利厚生施設の利用機会を与えるよう配慮する義務等を課すこととされた。改正法の内容を解説したパンフレットを作成し都道府県労働局で配布するとともに、都道府県労働局が説明会を開催するなどにより周知を行った。

地方公共団体の非常勤職員については、平成29年1月1日に施行された地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）により、介護休業の申出をすることができる非常勤職員の要件が緩和された。また、国において育児休業の申出をすることができる非常勤職員の要件が緩和されたことを受け、総務省では、地方公務員についても国家公務員に係る規定の改正内容に準じて制度の整備を行うよう助言を行った。さらに、一般職非常勤職員について育

見休業制度を設けていない団体も見受けられるため、併せて、必要な条例の整備について助言を行った。

## 第5節 再就職、起業、自営業等における支援

### 1 再就職等に向けた支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー（全国189か所（平成28年度末現在））において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。

また、「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、情報提供を行うほか、再就職に関する好事例の普及を行うことにより、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行っている。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域事業者の魅力を発信し、マッチングの促進等を図る「地域中小企業人材バンク事業」を実施した。

### 2 起業に向けた支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無

保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行っている。新創業融資制度については、女性の小口創業の特例を拡充し、女性であれば300万円以内に限って、勤務経験や雇用創出等の要件を撤廃している。

また、女性や若者等の創業者に対し、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業を含む。）に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援している（採択実績：12,010件（平成29年1月時点））。

さらに、全国各地で創業予備軍の掘り起こしを始め、創業希望者の基本的知識の取得からビジネスプランの策定までを支援する「創業スクール」において女性起業家コース等を実施した。

加えて、若者等のロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出したベンチャー企業経営者を表彰しており、平成29年2月に女性起業家賞（経済産業大臣賞）として1社を表彰した。

また、女性ならではの起業課題に対応するため、地域の金融機関、創業支援機関等に加え、先輩女性起業家・キャリア支援機関等の様々な支援機関からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10か所に形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。

### 3 自営業等における就業環境の整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進した。

# 第5章

## 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

### 第1節 地域活動における男女共同参画の推進

#### 1 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、自治会・町内会等、地域に根差した

組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、現状や課題等の分析のため、各地域における女性の参画の実態や先進事例の調査研究を行った。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図っている。

## 2 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

厚生労働省では、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や、地域住民相互の支え合いによる共助の取組への支援（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進（特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業）を実施した。

国立女性教育会館では、女性関連施設等の機能の充実・強化のため、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、庁内連携や関係団体との連携等組織運営や事業の在り方を学ぶ「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設・地方自治体・団体〉」を実施した。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を内容とする「女性関連施設相談員研修」を実施した。

さらに、行政、女性団体、NPO、大学、企業等の担当者が組織・分野を越えて連携・共同して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施した。

加えて、女性関連施設に関する調査研究の一環として平成27年度に作成した「地域における女性の活躍推進 実践ガイドブック」をもとに、内容を大幅に見直した書籍を作成・市販した。

### 第2節 地方創生における女性の活躍推進

内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行った。また、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地方公共団体に同法に基づく推進計画の策定、協議会の設置について働きかけを行った。

また、「都道府県別全国女性の参画マップ」を作

成し、内閣府ホームページに掲載しているほか、平成29年3月に、「市町村女性参画状況見える化マップ」を新規に作成し、内閣府ホームページで公表した。

加えて、地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにする「地域における女性活躍推進モデル事業」を実施した。

平成28年4月から施行された改正消費者安全法（平成21年法律第50号）において、消費生活相談員の職及び任用要件等が法律上に位置付けられた。消費者庁においては、消費生活センターに関する条例の制定に当たって参酌すべき基準として、消費生活相談員の雇止めの見直しを含めた適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を定めることを内閣府令で規定するなど、地方公共団体の中で消費生活相談員がその職務と能力にふさわしい専門職としての適切な評価が得られるよう取り組んだ。また、地域における消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を図る中で、消費生活協力員等の地域の人材の活用促進について、地方公共団体向けに説明等を行った。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空き店舗対策や合意形成手法、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等の育成を行った。平成28年度は「女性の視点を活かしたまちづくり」をテーマに、各地のまちづくりで女性が活躍する事例の紹介や、参加者全員でのワークショップをまじえながら、女性活躍によるこれからのまちづくりの在り方を議論した。

### 第3節 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 1 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）において、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する旨が盛り込まれたことや、平成28年4月施行の

改正農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び改正農業協同組合法（昭和22年法律第132号）において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。

また、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、人・農地プランの策定に当たっては、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30%以上にすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進した。

## 2 農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上

農林水産省では、地域農産物を活用した起業活動による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍への支援を充実・強化することとし、女性による経営や起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、関連する施策をより強力に進めていく観点から、補助事業の実施に当たり、女性による取組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を促進するほか、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進した。

### 第4節

## 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

### 1 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

農林水産省では、「農業女子プロジェクト」等を

通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げるなど、女性の能力が一層発揮されるよう支援した。

また、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

## 2 農山漁村における意識と行動の変革

農林水産省では、農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

### 第5節

## 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

### 1 環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

環境省では、女性を含む多くの主体が自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、行政・NPO法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや地方ブロックごとに設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施した。

### 2 環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入

2014（平成26）年11月に「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始が正式に発表されたことを受け、ESDに関する関係省庁連絡会議を設置し、2016（平成28）年3月、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定



した。  
また、ESDの優れた取組を世界に広めることを

目的とし、日本の財政支援によりユネスコが「ユネスコ/日本ESD賞」を設けている。

## 第6章

# 科学技術・学術における男女共同参画の推進

### 第1節

## 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

### 1 科学技術・学術分野における女性の採用・登用の促進

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)では、我が国の研究者全体に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、主要国と比較するといまだ低い水準にとどまっていることから、「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)が掲げた女性研究者の新規採用割合に関する目標値(自然科学系全体で30%)について、第5期科学技術基本計画中に速やかに達成すべく、国は、関連する取組について、産学官の総力を結集して総合的に推進することを盛り込んでいる。

このため、「科学技術イノベーション総合戦略2016」(平成28年5月閣議決定)では、女性の活躍の促進のため、女性リーダーの登用促進や次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取り組むこと等を盛り込んでいる。

### 2 科学技術・学術分野における女性人材の育成等

女性分野が優先アジェンダの一つであった平成28年5月のG7伊勢志摩サミットにおいては、G7首脳は「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」の立ち上げに合意した。28年11月、外務省は3名のWINDS大使を任命し、WINDS大使は理系分野の女性の活躍を推進するための各種会議及びイベントに積極的に参加している。

経済産業省では、理系女性活躍促進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身に

つけばよいか把握できるような環境整備等を支援するため「理系女性活躍促進支援事業」を実施している。

### 第2節

## 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

### 1 研究活動と育児・介護等の両立に対する支援及び環境整備

文部科学省では、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に取り組む大学等を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業を実施した。

また、独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員(RPD)事業」においては、出産・育児により研究を中断した研究者(男女問わず)に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援している。

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業(科研費)においては、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期(前年11月)に応募できなかった研究者等を対象とする研究種目を設けている。さらに、平成21年度から、応募に際しての出産・育児等を考慮して、若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。

### 2 研究力の向上に対する支援及び環境整備

総務省では、「科学技術研究調査」で研究関係従業者に占める女性の割合等の実態の把握を行っている。

### 第3節

## 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

### 1 次代を担う理工系女性人材の育成

内閣府では、理工系女性人材を一貫して支援するための産学官からなる支援体制として、理工系女性人材の育成に向けた取組を実施した企業、大学、学術団体等からなる「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を行い、産学官の情報交換や相互協力・連携強化を図った。また、一般社団法人技術同友会との共催で理工系女性人材のキャリア形成に関するシンポジウムを開催し、ロールモデルの紹介等を通じて企業による取組を促進した。さらに、女子生徒等の理工系分野への進路選択に効果的な取組について諸外国の状況を調査研究し、その結果を公開した。

### 2 理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進

内閣府では、女子学生・生徒、保護者、教師等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、

この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。

また、女子生徒等の理工系分野への進路選択を支援するため、文部科学省及び一般社団法人日本経済団体連合会と連携して各大学・企業等で実施している、主に女子中高生等を対象とした理工系の職場見学、仕事体験、施設見学など多彩なイベントを取りまとめた企画である「夏のリコチャレ2016～理工系のお仕事体感しよう！～」を開催した。

国立研究開発法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・シンポジウム・出前授業の実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。平成28年度は、実施機関において、27年度までの取組に加え、地域の複数の機関で連携し、多様なロールモデルを提示することや、中学校・高等学校等へ出前授業を実施することにより、文理選択に迷う生徒の興味を喚起するとともに、進路選択に大きな影響を与える保護者・教員等への取組も行った。

## 第7章

# 生涯を通じた女性の健康支援

### 第1節

## 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

### 1 包括的な健康支援のための体制の構築

厚生労働省では、全国的女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的かつ効率的に実施され、全国的な女性の健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等を実施している。

また、女性の生涯を通じた健康保持のため、「女性の健康週間」（毎年3月1日から同月8日まで）

を実施し、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって各種の啓発事業及び行事等を展開している。

さらに、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施し、保健所、市町村保健センター等において妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

総務省では、人が生まれる前から老年期に至るまでの健康・医療・介護情報を本人が時系列的に収集し、様々なサービスに活用するPHR（Personal Health Record：個人健康記録）モデルの実証を

行い、自らの状態に合わせた適切なサービスを受けられる環境の整備に向けた取組を推進している。

内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行っている。

## 2 ライフステージ別の取組の推進

### (1) 幼少期・思春期

文部科学省では、学校における性に関する指導について、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を開催している。

さらに、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心とした健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携等、課題解決に向けた計画の策定や、それに基づく具体的な取組に対して支援を行う事業を実施している。

加えて、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材を作成し、中学生・高校生に対し配布するなど、引き続き学校教育における性に関する指導等の充実を図っている。

### (2) 活動期・出産期

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～40歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて早期発見や死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診クーポン券等を配布する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んだ。

また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、

地方公共団体、医療従事者、NGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開している。

さらに、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

加えて、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づき、（ア）発生の予防・まん延の防止では、性感染症の予防方法等に関する情報提供を進めることや、より精度の高い検査方法を推進していくこと、（イ）医療の提供では、学会等と連携した医療の質の向上や医療アクセスの向上に取り組んでいくこと及び（ウ）情報収集・調査研究では、発生動向の的確な把握に努めることや性感染症のリスクに関する意識や行動に関する研究を実施することについて、更なる対策の推進を図っている。

### (3) 更年期・老年期

厚生労働省では、第4次基本計画において、男女共に平成22年から32年までの間で健康寿命をそれぞれ1歳以上延伸することを成果目標としている。

これに関連し、特に女性については、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症について、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。）において、当該市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

記憶障害等の症状が起こる認知症が、高齢化の進展により今後増加が見込まれることを踏まえ、厚生労働省では、複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人と、その家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートをする「認知症初期集中支援チーム」を平成30年度に全ての市町村に配置するなど認知症施策を進めている。

## 3 健康を脅かす問題についての対策の推進

### (1) 薬物の供給の遮断と乱用者の取締り等需要の根絶

厚生労働省では、地方厚生局麻薬取締部による薬

物密輸・密売組織等の薬物供給者や、末端乱用者に対する徹底した取締りを実施している。

警察では、危険ドラッグを含む最近の薬物犯罪情勢や政府全体における薬物対策の取組の強化等を踏まえ、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り等により薬物の供給の遮断を図るとともに、規制薬物等の乱用者の徹底検挙等により需要の根絶を図っている。

#### (2) 薬物乱用防止に関する教育・啓発の充実

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、関係機関・団体、ボランティア等と協力しながら薬物乱用防止教室等を開催するとともに、あらゆる広報媒体を活用した薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行っている。

厚生労働省では、薬物乱用の恐ろしさを伝える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や、若年層向け普及啓発読本の作成・配布等の実施を通じて、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の害毒に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進するための講習会等を実施している。

また、関係機関・団体との連携した麻薬・覚醒剤乱用防止運動等の啓発活動の実施や、派遣要請に応じた学校やイベント会場等への薬物乱用防止の専門家の訪問等の実施、危険ドラッグを含む指定薬物に関する情報を一元的に収集・提供するための「あやしいヤクブツ連絡ネット」の運用を行っている。

内閣府では、危険ドラッグの乱用防止のための政府広報を政府広報オンライン等を活用して実施した。

#### (3) 喫煙、飲酒に関する正確な情報提供

文部科学省では、学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度等を育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導の充実を図っている。また、小・中・高校生に対し、喫煙や飲酒の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

厚生労働省では、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定）や「21世紀における第2次国民健康づくり運動」（平成24年厚生労働省告示第430号。以下「健康日本21（第二次）」という。）において、未成年者の飲酒と喫煙を平成34年度までになくすという数値目標を設定している。

また、「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成28年5月閣議決定）において、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性13.0%、女性6.4%まで減少させること」、「未成年者の飲酒をなくすこと」、「妊娠中の飲酒をなくすこと」を目標として設定している。

#### (4) 受動喫煙の防止

厚生労働省では、未成年者や子供の喫煙防止・受動喫煙防止対策を推進するため各都道府県が行う講習会等への補助事業（健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業））を実施している。

また、職場における受動喫煙防止については、平成27年6月から施行されている改正労働安全衛生法において、労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることが事業者の努力義務とされたところであり、周知啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金等により事業者に対する支援を行っている。

さらに、受動喫煙防止に関する目標として、「がん対策推進基本計画」や「健康日本21（第二次）」において、平成34年度までに、行政機関・医療機関については受動喫煙の機会を有する者が0%、家庭・飲食店については受動喫煙の機会を有する者が半減（すなわち、家庭3%、飲食店15%）、職場については32年までに「受動喫煙の無い職場の実現」、また、妊娠中の女性や未成年者の喫煙をなくすことを目指している。

また、健康増進の観点に加え、2020（平成32）

年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、その前年に開催されるラグビーワールドカップを契機として、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするため、「受動喫煙防止対策強化検討チーム」において、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の強化策について検討を進めている。平成28年10月には「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」を示し、これを踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）の改正案を第193回通常国会に提出するよう準備を進めている。

## 第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保等を図っている。また、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター（現国立研究開発法人国立成育医療研究センター）に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響等最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談を行っている。

さらに、平成21年以降、産科医療補償制度により、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児及びその家族への補償や、原因の分析、再発防止に資する情報の提供等により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図っている。

加えて、子供が地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療体制の充実を図っている。

さらに、21世紀における母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」（27～36年度）では、10年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現に向けて取組を進めている。

出産育児一時金については、引き続き、支給額を原則42万円とし、出産に要する経済的負担を軽減している。

また、不妊で悩む者が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、全国63カ所（平成27年度）の不妊専門相談センターで、不妊に関する多面的な相談・情報提供を実施している。さらに、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業について、平成28年1月から早期の受診を促すため、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、高額な医療費の負担を軽減するため、更に15万円を上限に上乗せして助成している。

加えて、日常生活圏において、妊娠・出産・子育てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談対応等のサービス等が受けられるようにするための施策の推進を図っている。具体的には、妊婦健診に対する支援については、妊婦が必要な健診を受けられるよう、市町村による公費負担が行われている。また、平成27年度から妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行うとともに、地域の実情に応じて、出産直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進している。

さらに、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っており、その一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」<sup>6</sup>の運営を行っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じな

<sup>6</sup> 「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」  
<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

いなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

加えて、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

### 第3節

## 医療分野における女性の参画拡大

女性医師が、出産や育児といった様々なライフステージに対応して、安心して業務に従事できるよう、厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じ、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行っている。また、女性医師バンクにおいて、就業あっせん等の再就職事業を行うとともに、再就職後も継続して勤務できるよう支援し、より働きやすい環境の整備も推進している。

さらに、平成28年度においては、「女性医師キャリア支援モデル普及事業」として、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及させるための経費を支援した。

患者・家族を中心とした質の高い医療を実現するために、多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することが重要である。

加えて、出産や育児等により離職している女性医師や看護職員の復職支援のため、女性医師バンクやナースセンターによる求人・求職情報の提供や就職あっせん等の再就業支援等を行っている。これに加え、医療従事者の「雇用の質」の向上を図るため、各医療機関が計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う仕組みを創設し、これを支援する医療勤務環境改善支援センターの各都道府県での設置を推進するとともに、短時間勤務正規職員制度の導入の好事例の周知や、業務効率化、多様な働き方の導入等の職

場風土の改善に向けた都道府県の取組への支援等、仕事と生活の調和を促進させる施策を行っている。

### 第4節

## スポーツ分野における男女共同参画の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、地域の拠点となる総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者や女性が参加しやすいスポーツ教室の実施等を推進している。また、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づくスポーツの普及や、スポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取組を支援している。さらに、女性アスリートの国際競技力向上に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医・科学サポート、ハイレベルな競技大会の新たな開催を通じた女性アスリートの育成、優れた女性コーチの育成を行っている。

# 第8章

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 第1節 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

#### 1 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。

内閣府では、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

#### 2 相談しやすい体制等の整備

##### (1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」<sup>7</sup>を実施している。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努め

ている。また、被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。さらに、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

また、「性犯罪被害110番」、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。平成28年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設けた。また、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する相談にも応じている。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するなどの犯罪被害者支援業務を行っている。また、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。さらに、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知、被害者参加旅費の支給等の業務

<sup>7</sup> DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）ナビダイヤル 0570-0-55210（全国共通）

を行っている。これらの業務を迅速・適切に行うため、地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会に参加するなどして関係機関等との連携強化に努めているほか、犯罪被害者支援業務担当職員研修において、二次的被害の防止等に関する研修を行うなどして担当職員の能力向上に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。また、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第4項の婦人相談員の非常勤規定を削除し、常勤職員とすることを可能とすることで、婦人相談員のモチベーションの向上等を通じて、相談・指導等の質と量の充実を図ることとした。また、助産師について、助産師養成所の卒業時の到達目標の中に、思春期の男女への支援として「DV予防を啓発する」ことなどを盛り込んでいる。

## (2) 研修・人材の確保

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の関係者を対象として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）や、配偶者からの暴力及びストーカー行為への対応に関する専門的な研修を実施している。

また、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした性犯罪に関する研修を実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、人身取引、児童ポルノ・児童買春等に係る関係法令や、被害者の保護・支援に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対する各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。更生保護官署職員については、保護観察官を対象とした研修等において、配偶者か

らの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人身取引対策や配偶者からの暴力対策等に関する講義を実施しているほか、人身取引及び配偶者からの暴力に関する業務に従事する職員を対象として、これらの対策に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫・パートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込むなど、この問題への対応に努めている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、婦人相談所等の指導的立場にある職員を対象に、配偶者からの暴力被害者等の支援における関係機関の連携について研修を実施した。さらに、各都道府県による、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修の実施を支援している。

また、平成28年度は、婦人相談所職員等の婦人保護事業に従事する職員の研修の実施状況の把握及び全国標準化した専門性を担保する研修カリキュラムの作成を目的とした調査研究を行った。

## (3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を、平成26年4月までに全国の警察本部に確立し、組織による的確な対応を徹底している。



さらに、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）の積極的な推進により、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

また、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、当該情報の削除依頼等を行う方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉棄損やプライバシー侵害などに当たり違法と認められるときは、プロバイダ等に対し当該情報の削除を要請するなどしている。

#### (4) 関係機関の連携の促進

内閣府では、地方公共団体に対し、女性に対する暴力に関する国の関係施策について周知するとともに、関係機関との連携協力について促している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察は、これらの団体の運営を支援している。

厚生労働省では、児童福祉法等の一部を改正する法律において、売春防止法第36条の2を新設し、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、都道府県等への報告等を義務付け、関係機関との連携の強化を図ることとしている。

### 3 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

内閣府では、地方公共団体、民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを実施し、官官・官民の更なる連携強化等を図った。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するた

めの措置について指導及び助言を行っている。また、必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っている。

厚生労働省では、「『婦人相談所が行う一時保護の委託について』の一部改正について」（平成28年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知）を发出し、平成28年度から、性暴力・性犯罪被害の女性についても、より適切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を可能とした。

### 4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成26年8月一部改正）に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールを効果的に推進するとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育（学習）の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、近年、繁華街等において児童の性を売り物とする新たな形態の営業が出現していることから、これらの営業について各地域の実態把握に努めるとともに、各種法令を適用した取締りを実施するほか、稼働している女子高校生等に対する補導を推進している。加えて、コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害が増加していることなどから、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推進している。特に、スマートフォン等の普及を踏まえ、関係府省等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

さらに、相談受理等を通じて認知したストーカー事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析を行い、その結果を警察庁ホームページ等で公表す

るとともに、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材の作成、ストーカー事案に関する情報を発信するためのポータルサイトの作成等の広報啓発を推進している。

## 第2節

# 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

## 1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、272か所（平成29年3月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、カウンセリング、一時保護（婦人相談所のみ）、自立支援等の業務を実施している。また、このうち市町村における配偶者暴力相談支援センターの数は99か所（29年3月現在）となっている。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質を向上させるとともに、被害者支援を充実させるために、都道府県と市町村、行政と民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、官民の配偶者暴力支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、事業の企画等を担当する職員、相談員等）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を行った。

警察では、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確

保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、各都道府県の被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

法務省の人権擁護機関は、関係機関との情報交換等を通じて、被害女性の救済に向けた連携の強化を図っている。

法務省入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に関係機関等との窓口となるDV（配偶者からの暴力）対策事務局を設置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県による、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との定期的な連絡会議・事例検討会議の開催や関係機関の情報を掲載したパンフレット等の作成を促進している。

## 2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者に配慮した相談対応が行われるようになるため、相談員等に研修を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、被害者からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護に配慮されたソフトな雰囲気相談室等で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

法務省の人権擁護機関では、法務局等における人権相談所、「女性の人権ホットライン」及びインターネットによる人権相談受付窓口において、配偶者からの暴力を含めた相談に応じているほか、被害者の申告等により、配偶者からの暴力事案を認知した場合は、速やかに所要の調査を行い、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、一時保護施設への紹介等の援助をし、加害者に対しては、事案に応じて、

改善を求める説示等の措置を講じている。

厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る「法的対応機能強化事業」を実施している。また、平成28年6月に「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を一部改訂し、相談体制等の充実を図っている。

### 3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップにおいて、被害者の自立支援に関する情報提供を行っている。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」等を実施しているほか、危険性・切迫性の高い被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費負担を行う措置を講じている。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置を促進している。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

法務省入国管理局では、配偶者からの暴力の被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して被害者の身体を保護を確実なものとする一方、被害者からの在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請や、配偶者からの暴力に起因して不法残留

等の入管法違反状態となっている被害者について、個々の事情に十分配慮の上、事案に応じ、人道上適切に対応している。

## 4 関連する問題への対応

### (1) 児童虐待への適切な対応

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）において、児童虐待は「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4種類に分類されており、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力は、「心理的虐待」とされている。児童相談所の児童虐待の相談対応件数（平成27年度）は、児童虐待防止法施行前（11年度）の約8.9倍に増加（103,286件）しており、内容別に見ると、「心理的虐待」の割合が最も多く（47.2%）になっている。

こうした状況を踏まえ、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じたところであり、平成29年4月1日から全面施行されている。

また、虐待を受けたと思われる児童を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるように、平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、それまでの10桁番号から3桁番号「189（いちはやく）」に変更し、運用している。

さらに、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を実施しており、併せて、民間団体（認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している（本章第5節1参照）。

内閣府では、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を広く周知するため、新聞等を活用した政府広報を実施したほか、児童虐待防止対策について、政府広報を活用した周知・啓発を行った。

## (2) 交際相手からの暴力への対応

配偶者暴力相談支援センターでは、交際相手からの暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

警察では、交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

婦人相談所では、恋人からの暴力の被害女性についても、一時保護を含め、支援の対象としている。

### 第3節 ストーカー事案への対策の推進

警察では、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っているほか、同法に基づき、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を適切に講じている。

特に、平成28年12月にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）が成立し、29年1月3日、規制対象行為の拡大、罰則の見直し、国・地方公共団体等の責務に係る改正規定が施行されたことから、改正後のストーカー規制法の規定を積極的に適用している。

また、ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しない事案についても、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

さらに、「被害者の意思決定支援手続」の実施等の取組を推進しているほか、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じて的確に実施している。

加えて、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、警察庁ウェブサイト内にポータルサイトを開設するなどの広報啓発活動、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ、ストーカー対策実務担当者の教育等を進めている。

内閣府では、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、有識者の検討会を開催し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うため

の指針の内容や活用方法等の検討を行った。

その他、「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）中で「ストーカー対策の抜本的強化につき総合対策をとりまとめる」とされたことを受け、内閣府と共催している関係省庁会議において「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を取りまとめた。また、「重点方針2016」においても、同対策等に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処等に取り組むこととされた。

厚生労働省では、「『ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律』（平成28年法律第102号）の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成28年12月27日雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を発出し、婦人相談所職員等のストーカー被害者を支援する職務関係者による配慮等を周知し、被害者の安全確保の体制を強化している。

また、「『婦人相談所が行う一時保護の委託について』の一部改正について」（平成28年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知）を発出し、平成28年度からストーカー被害の女性についても、より適切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を可能とした。

### 第4節 性犯罪への対策の推進

#### 1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

また、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合、後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が受診時にこれを採取するための資機材を14都道府県の医療機関に試行整備している。

法務省では、平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえて、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し

等を内容とする等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を29年3月に第193回通常国会に提出した。

## 2 被害者への支援・配慮等

### (1) ワンストップ支援センターの設置促進

内閣府では、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、平成28年度は21団体の取組を対象に、実証的な調査研究を行った。

### (2) 女性警察官等による支援

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。

### (3) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

警察では、被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

### (4) 診断・治療等に関する支援の充実

警察庁では、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給しているほか、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。

### (5) 被害者等に関する情報の保護

法務省・検察庁においては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護士に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求める制度について、円滑な運用に取り組んでいる。

### (6) 被害者連絡等の推進

被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

### (7) 専門家の養成、関係者等の連携等

全国の地方検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1人以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、

その円滑な利用を支援するなどしている。

厚生労働省では、チーム医療推進会議が取りまとめた「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」<sup>8</sup>において、医師・助産師・臨床心理士等が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

内閣府では、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、先進的な取組等好事例を紹介するなどしている。

若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、平成29年3月に、男女共同参画担当大臣を議長とし、関係府省の部局長を構成員として設置された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において、同月末、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期である、同年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を取りまとめた。月間中の具体的な取組として、内閣府では、3月31日に、この問題についての注意喚起や相談窓口の周知を図るための啓発サイトを開設した。また、4月26日には、都内の女子大学生1,581人を対象に、アダルトビデオ出演強要問題等について啓発するためのシンポジウムを開催するとともに、内閣府、警察庁、警視庁の共催で、「なくそう！若年女性の性被害」をテーマとする啓発街頭キャンペーンを渋谷駅周辺で実施した（第1章第1節参照）。

### 3 加害者に対する対策の推進

警察では、平成17年から子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受けて再犯防止を図っており、23年以降は、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど措

置の強化を図っている。

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施するとともに、「性犯罪者の実態と再犯防止」と題する特集記事を掲載した「平成27年版犯罪白書」や性犯罪に関する研究の結果をまとめた「法務総合研究所研究部報告55（性犯罪に関する総合的研究）」をホームページで公表している。

### 4 啓発活動の推進

警察庁では、犯罪被害者等への支援・配慮がなされるよう、地方公共団体等と協力して、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた啓発事業を実施している。平成28年度は、警察庁主催の犯罪被害者週間中央イベント及び地方公共団体等との共催の地方大会（北海道、山口県）を開催し、基調講演やパネルディスカッション等を行った。その他、性犯罪を含めた犯罪被害者等の支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

## 第5節

### 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

#### 1 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を積極的に推進することにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じているほか、犯罪の被害を受けた少年の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年の特性・心理に関する知識や

<sup>8</sup> 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>

カウンセリングに関する技能等を有する職員が、精神科医等の専門家の助言を受けながら、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

また、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

厚生労働省では、市町村において、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童相談所等関係機関と十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、必要な支援を実施するよう、また、児童相談所において、性的虐待の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合に、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うよう、運用に係る検討や予算の確保等を実施し、市町村及び児童相談所における性的虐待を含む児童虐待の相談体制等の充実を支援している（本章第2節4参照）。

法務省の人権擁護機関では、子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成28年度は、6月27日から7月3日まで）を実施するほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布したり、子供向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設するなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、児童虐待の被害者となった児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における相談体制の充実を支援している。

## 2 児童ポルノ対策の推進

我が国は、児童の権利に関する条約及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

平成26年6月に改正された、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。

また、「第三次児童ポルノ排除総合対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。

警察では、「第三次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループによる悪質な事犯等に対する取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対してサービスの態様等に応じた自主的な対策の強化を働きかけている。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリストの作成・管理を行う民間団体の活動への支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的实施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進している。

## 3 児童買春対策の推進

警察では、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童買春の取締り及び被害児童に対する支援のほか、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見

し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・助言等を行うサイバー補導を推進している。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）を効果的に運用し、出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。

さらに、児童を組織的に支配し、出会い系サイト等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性を売り物とする形態の営業に従事させる事犯等悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童立ち直り支援等を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。

文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

## 4 広報啓発の推進

内閣府では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」（平成27年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」という。）に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの公表・配布などにより青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。また、教職員等の学校関係者が、メンタルヘ

ルスについて正しい知識をもって児童生徒等に適切な対応ができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子供の心のケアシンポジウム、子供の心のケア対策研修会を開催している。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進している。

経済産業省では、保護者や教育関係者、業界団体、インターネット・サービス・プロバイダ等関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、フィルタリングの普及を行っている。

## 第6節 売買春への対策の推進

### 1 売買春の根絶に向けた対策の推進

警察では、日本国民による海外での児童買春等の取締りを推進している。また、関係府省、外国機関、国際機関、民間団体の関係者のほか、都道府県警察の担当者が参加する児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害対策に関するセミナーを開催し、政府及び警察による取組を国内外に紹介することにより理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との情報交換や連携強化に取り組んでいる。

### 2 売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）、地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。



厚生労働省では、売買春からの女性の保護及び社会復帰支援のため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

## 第7節 人身取引対策の推進

「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。平成28年5月、人身取引対策推進会議の第2回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてインターネットテキスト広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼びかけた。

内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、人身売買の罪等を犯した者を風俗営業の許可の欠格事由とするとともに、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けている。警察では、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。また、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。

警察庁では、毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。また、平成29年3月からホームページ上でも同リーフレットを周知し、警察へ通報を呼び掛けている。さらに、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報等の通報を電話又はインターネットで受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする匿名通報ダイヤルを運用し、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子供や女性の早期保護等を図っている。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、被害者の法的地位の安定を図っている。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。また、平成22年度から、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害女性に対する支援の強化を図っている。

国立女性教育会館では、独立行政法人国際協力機構からの委託を受けて、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、日本及び各国の人身取引対策について理解を深めることを目的とした課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」を実施した。また、人身取引に関する調査研究の成果を基に作成したパネルやブックレットの貸出を行うとともに、ホームページにおいて広く情報提供を行っている。

我が国は、人身取引に関連した国際的な取組に積極的に参画している。「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣している。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、国際移住機関の「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度か

ら開始し、被害者の帰国（29年4月1日までに総計307人）や帰国後の社会復帰を支援している。

法務省では、平成27年度から、「外国語人権相談ダイヤル」を設置するとともに「外国人のための人権相談所」を拡充している。また、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を行う制度の運用を開始した。

## 第8節 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

### 1 雇用の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、企業に対して男女雇用機会均等法令に沿った実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底が盛り込まれた「セクハラ指針」の内容も含め周知啓発、指導を行うとともに、労働者及び企業等からの相談に適切に対応している。また、セクシュアルハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、機会あるごとにリーフレットを配布するなど、その周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った職員の活用等により、精神障害を発病した労働者からの相談に適切に対応している。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアルハラスメントの防止等の対策を講じている。平成28年度においては、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催した。また、セクシュアルハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。さらに、セクシュアルハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させることを目的とした「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として

実施した。

また、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっていることや、民間労働法制において、セクシュアルハラスメントの防止措置に関する事業主向けの指針等を改定し、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、性的な言動によるものであればセクシュアルハラスメントに該当する旨が明示されたことを踏まえ、国家公務員についても、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たり許されないことが明確となるよう、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）運用通知を改正し、平成29年1月から施行した。

防衛省では、セクシュアルハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応等を実施している。

### 2 教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアルハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き取組を促している。

また、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

## 第9節 メディアにおける性・暴力表現への対応

### 1 広報啓発の推進

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、パンフレットの作成、警察庁等のホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進しているほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に

関しても広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、「青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)」等に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図っている。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。

## 2 流通防止対策等の推進

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、ブロッキングについて関係団体等に情報提供等

を行うなど民間の自主的な取組を支援している。さらに、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、一般のインターネット利用者等から、インターネット上の児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報や、サイト管理者等への削除依頼等を行っている。そのほか、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。また、平成21年以降、安心ネットづくり促進協議会を中心とする民間団体等の自主的取組を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを通じて関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

# 第9章

## 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### 第1節

#### 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

##### 1 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

内閣府では、地方公共団体及び民間団体等の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象に、配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する情報提供を行っている。

##### 2 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)等に基づき、(ア)保育所等の優先利用、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、(イ)母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、(ウ)養育費相談支援センター等による養育費の確保策、(エ)児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきた。

しかしながら依然として、経済的に厳しい状況に

置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること、複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施、ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施、安定した就労による自立の実現が必要である。

このため、平成27年12月に「すくすくサポート・プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図ることとした。

具体的には、(ア)支援につながる、(イ)生活を応援、(ウ)学びを応援、(エ)仕事を応援、(オ)住まいを応援、(カ)社会全体で応援という6つの柱に沿って、自治体の相談窓口のワンストップ化の推進、放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施、児童扶養手当の機能の充実、ひとり親家庭等への保育料軽減の強化、高等職業訓練促進給付金の充実など就職に有利な資格の取得の促進、「子供の未来応援国民運動」の推進等を推進することとしている。

児童扶養手当の機能の充実については、第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増させる児童扶養手当法等の一部を改正する法律（平成28年法律第37号）が、第190回通常国会で成立し、平成28年8月1日から施行された。

さらに、ひとり親を含む生活困窮者等の就労を支援する生活保護受給者等就労自立促進事業を実施するほか、マザーズハローワーク事業として、ひとり親への支援の充実を図るため、専門相談員の配置や、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等と連携した就職支援を実施している。

貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。

内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、各種支援情報を検索できる総合的な支援情

報ポータルサイトを運営することや民間資金を活用した「子供の未来応援基金」によって草の根で支援を行うNPO等に対して助成を行うこと等が挙げられる。本基金については、平成28年9月末時点で約7億円の寄付が寄せられ、同年10月に申請のあった535団体から86団体を審査・選定し、支援することが決定された。

文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられるよう、例えば以下のような取組により教育費の負担軽減を進めている。

ア 幼稚園の入園料や保育料に係る経済的負担を軽減する「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を補助している。

イ 経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者への就学援助を実施する市町村に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者の就学援助にかかる経費を補助している。なお、要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が講じられている。

ウ 高等学校段階における取組としては、授業料を支援する「高等学校等就学支援金」や授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」等を実施している。高等学校等就学支援金は、市町村民税所得割額30万4,200円（年収目安910万円<sup>9</sup>）未満の世帯の生徒に、年額約12万円支給される。私立高校に通う生徒であれば所得に応じて年額最大約30万円まで加算支給される。また、高校生等奨学給付金は、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に支給される。なお、いずれも返済不要の支援である。

エ 高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励して

<sup>9</sup> 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安。

いる。また、大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント (TA) やリサーチ・アシスタント (RA) の業務に対する給与を各大学が自主的に支給している。

法務省では、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」における決定内容等を踏まえ、(ア) 養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット及び合意書のひな形を作成し、離婚届用紙の交付を求める当事者の方に離婚届用紙と同時に配布する取組を28年10月から開始するとともに、(イ) 債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る民事執行法の改正の検討を開始した(法務大臣の諮問機関である法制審議会において、同年9月から検討が開始された。)

### 3 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

文部科学省では、後期中等教育修了までの子供たちへのキャリア教育を推進している。また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援した。

厚生労働省では、地域の若者支援機関から成るネットワークの拠点となる「地域若者サポートステーション」を全国に設置し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施した。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を提供するための「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び活用を推進するため、都道府県及び市区町村を対象に、各地方公共団体の実情に応じて講習会等を行う事業を実施した。また、アウトリーチ(訪問支援)に関する研修を始めとする各種研修を実施している。

## 第2節

## 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

### 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

「高齢社会対策大綱」(平成24年9月閣議決定)に基づき、関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

公的年金制度については、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料負担の免除、年金額の改定ルールの見直し等を内容とする年金改革法が第192回臨時国会において成立した。

また、無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を消費税率の10%への引上げ時に行うこととしていたところ、無年金の問題は喫緊の課題であり、できる限り早期に実施する必要があるため、その施行期日を平成29年8月1日に改める公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)も第192回臨時国会において成立した。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)では、平成25年4月から、65歳までの希望者全員の雇用が確保されるよう、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。厚生労働省では、これに基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう、事業主への指導・支援に取り組んでいる。

また、雇用対策法(昭和41年法律第132号)において、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止されているところ、年齢にかかわらず均等な機会が確保されるよう事業主への周知・指導等に取り組んでいる。

さらに、高年齢者等の再就職に資するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書の作成に当たっては、ジョブ・カードを活用することが可能となっており、厚生労働省では公

共職業安定所等において積極的に周知している。

加えて、定年退職後等の高齢者に対し、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業を確保・提供するシルバー人材センターを通じて、高齢者の多様なニーズに応じた就業の促進に努めている。

さらに、平成25年度から「健康日本21（第二次）」を推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

また、平成37年の高齢社会に対応できる医療提供体制を構築するため、27年度から都道府県が地域医療構想を策定しており、その実現のため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携の推進に向けた取組を行っている。

医師の確保・偏在については、特定の地域等での勤務を条件とした「地域枠」を活用した医学部入学定員の増員を図るとともに、医師不足病院の医師確保の支援等を行う「地域医療支援センター」の取組を中心に、地域医療介護総合確保基金を活用して地域の実情に応じた取組を行っている。また、救急医療の充実を図るため、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への財政支援を行っている。さらに、都道府県が策定している医療計画の実効性を高めるため、「医療計画作成支援データブック」の提供や、都道府県職員を対象とした研修の開催等の支援を行っている。

認知症施策については、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（平成27年1月認知症施策推進関係閣僚会合決定）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進している。

さらに、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し推進を図っている。

また、地方公共団体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に対する支援を行っている。

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等

を、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

文部科学省では、高齢者の地域参画に関する事例やノウハウを共有し、地域参画に意欲を持つ高齢者と活動の場を結びつける環境整備を促進するため、平成28年10月に島根県雲南市及び北海道平取町、11月に愛媛県新居浜市、12月に東京都文京区において、高齢者施策に関わる担当者や団体関係者等の参画による「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催した。

政府は、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具開発のための実用化支援を行っている（Ⅱ-9-1表参照）。

平成28年4月から、改正消費者安全法（平成21年法律第50号）が施行され、地方公共団体が、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うことができることとされた。消費者庁では、地方公共団体向けに説明会を行ったほか、地方公共団体の先進的事例を収集し、公表に向けて準備を行う等、各地域における見守りネットワークの設置促進に向け取り組んだ。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信している。

法務省では、判断能力の低下した高齢者等の権利を擁護するため、成年後見人等がその財産管理等を行う民法上の制度である成年後見制度の周知を図っている。

## 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

政府では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、平成25年9月に閣議決定した「障害者基本計画（第3次）」に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解

Ⅱ-9-1表 高齢者や障害者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○字幕番組・解説番組等の普及促進
経済産業省	○福祉用具の実用化開発支援の推進
高齢者や障害者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○公的賃貸住宅の建替え等に併せて高齢者等の生活を支援する施設を誘導する取組の促進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備、公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備等への支援 ○サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進 ○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えの促進 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した、高齢者が自ら居住する住宅の建設、購入又はリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関によるリバースモーゲージの推進 ○住宅金融支援機構のバリアフリーリフォーム融資（高齢者向け返済特例制度）の活用による高齢者自らが行う住宅のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく建築物、道路、都市公園、路外駐車場、官庁施設等のバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○バリアフリー法に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進 ○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施 ○バリアフリー化施設の整備等の促進 ○ベビーカーを利用しやすい環境づくりの推進
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化の推進等 ○歩車分離式信号の導入・運用 ○信号灯器のLED化
国土交通省	○歩道の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化、無電柱化の実施

消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

また、平成25年度からは、障害者差別解消法の理解促進と円滑な施行を目指すとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図ることを目的とした「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」を開催している（28年度は全国15か所で開催）。

厚生労働省では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において、平成27年4月から同年12月にかけて計19回の審議を行い、今後の取組について報告書を取りまとめた。報告書に盛り込まれた事項のうち法律改正を要する事項に対応するため、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する

法律が28年6月に成立した。

内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、毎年12月3日から9日までの「障害者週間」を中心に、全国で官民にわたって多彩な行事を集中的に開催するなど、積極的な啓発・広報活動を行っている。平成28年12月2日に東京都千代田区において開催した「障害者フォーラム2016」では、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を実施した。

平成26年1月に我が国が批准し、同年2月に発効した「障害者の権利に関する条約」では、特に、障害のある女性が複合的な差別に直面することがあるとの認識から、第6条「障害のある女子」が定められている。

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいる。

また、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器の開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している。

さらに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）や「交通政策基本計画」（平成27年2月閣議決定）等に基づき、関係省庁が、住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関及び道路交通環境の整備を推進している（Ⅱ-9-1表）。

近年の障害者雇用状況は、雇用障害者数が13年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。厚生労働省では、中小企業を中心に更なる障害者雇用の取組を推進するため、中小企業向けの就職面接会を実施するなど、中小企業に重点を置いた雇用率の達成に向けた指導を実施した。

また、ハローワークと福祉、教育、医療等の関係機関とが連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施するとともに、求職者へのカウンセリング業務や企業に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置するなど、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施した。

さらに、福祉、教育から雇用への一層の促進に向けて、地域で就労と生活の両面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を拡充するとともに（平成27年度327センター→28年度330センター）、その機能強化を図るなど、雇用施策と福祉施策が一体となった取組を行った。

### 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布、ポスターの掲出やリーフレットの配布等、各種啓発活動を行っている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。加えて、平成27年度から、英語及び中国語の通訳を配置した専用相談電話である「外国語人権相談ダイヤル」を設置するとともに、外国人のための人権相談所を拡充した。このほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めていることから、こうした言動に焦点を当てた啓発活動に取り組んだ。

文化庁においては、我が国に居住する外国人が、安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とした、『『生活者としての外国人』のための日本語教育事業』を実施し、日本語教育のノウハウを有していない自治体に対するアドバイザーの派遣等の支援のほか、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修を行っている。平成28年度は54団体を採択し事業を行った。

文部科学省では、外国人の児童生徒等の教育の充



実のため、日本語指導等を行うための教員定数の加配措置、独立行政法人教職員支援機構（平成29年4月に独立行政法人教員研修センターから名称変更）における「外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修」、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組への支援等を実施しているほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるようにしている。また、平成29年度以降、日本語能力に課題のある児童生徒のための教育を充実するため、教員の安定的な確保が可能となるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）が改正された。

さらに、平成27年度より、就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助している。

加えて、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進している。

政府では、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策の取組を進めている（第8章第7節参照）。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、被害者である外国人について、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

なお、平成17年から28年までの12年間に、入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者は377人であり、そのうち不法残留等、入管法違反の状態となっていた166人全員に対し、在留特別許可を付与している。

法テラスでは、人身取引被害者が総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制

度を活用可能な場合もあることから、婦人相談所等にリーフレットを配布して同制度の周知を行った。また、人身取引被害者が収入等の一定の要件を満たす場合には、国選被害者参加弁護士の選定を請求できること（被害者参加人のための国選弁護士制度）や、刑事裁判の公判期日等に出席した場合に旅費等を請求できること（被害者参加旅費等支給制度）等も併せて周知した。

#### 4 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。

なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進している。また、平成28年4月に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」パンフレットを作成し周知することにより、学校における適切な教育相談の実施等を促している。社会教育では、社会教育主事の養成や研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、資質の向上を図った。

# 第10章

## 男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

### 第1節 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

#### 1 働きたい人が働きやすい中立的な 税制・社会保障制度・慣行、家族 に関する法制等の検討

税制に関しては、平成29年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行うこととし、29年3月に所得税法等が改正された（30年1月施行）。

社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、平成28年10月から、大企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施された。また、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開くこと等を内容とする年金改革法が第192回臨時国会において成立した（29年4月施行）。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年11月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正され、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しを行うこととされた（29年4月施行）。

民間企業における配偶者手当については、厚生労働省において「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめ、都道府県労働局等を通じて広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した（第2章第5節参照）。

法務省では、平成8年2月の法制審議会の答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえた選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正

については、引き続き慎重な検討が必要であるとの認識の下、ウェブサイトを通じた国民への情報提供等に努めている。

また、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法の規定については、最高裁判所が平成27年12月に再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示したことを受け、28年6月、再婚禁止期間を100日に短縮するなどの措置を講ずることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成28年法律第71号）が成立した。

なお、法務省では、改正法の施行日と同日付けで、100日の再婚禁止期間を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出について、改正後の民法第733条第2項に該当するとした医師の証明書を提出した場合には、その他の実質的要件を満たしていれば、これを受理する取扱いとする文書を法務局に発出し、併せて市区町村に周知した。

また、内閣府では、旧姓使用の現状と課題に関する調査を実施した。

#### 2 男女の多様な選択を可能とする育 児・介護の支援基盤の整備

政府は、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月閣議決定）に基づき、子育て支援策を一層充実させている。

内閣府は、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、地方公共団体が行う地域の実情に応じた先駆的な少子化対策の取組や、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援した。

また、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度として平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、（ア）認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、（イ）認定こども園制度の改善及び

(ウ) 地域の実情に応じた子供・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育及び地域の子供・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

その後、消費税率の引上げが延期される中であって、「量的拡充」はもちろん、消費税率10%への引上げを前提とした「質の向上」を全て実施するために必要な予算を確保した上で、平成27年4月から新制度が本格施行された。施行後は各地方公共団体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行い、状況の把握に努めるとともに、パンフレットやQ&Aの作成、説明会の開催等を通じて、保護者や事業者、地方公共団体等の関係者に新制度の周知を図り、制度の円滑な運用に努めている。

また、新制度の施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付や小規模保育等への給付等の財政支援を内閣府に一本化するとともに、一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性を確保する観点から、文部科学省及び厚生労働省と引き続き密接な連携を図りながら事務を実施していくこととしている。

さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業（以下「企業主導型保育事業」という。）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、平成28年3月、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正された。

加えて、地方公共団体は、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進のほか、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等を内容とする市町村行動計画等を策定することができることとされており、子ども・子育て支援事業計画と併せて、これに基づく取組が進められている。

平成28年4月1日時点の待機児童数は、23,553人で前年度と比較して増加しており、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっている。政府においては、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プ

ラン」に基づき取組を進めており、25年度から27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を行った。また、29年度までの5か年の整備量は約48.3万人分を見込んでおり、28年度から実施している企業主導型保育事業による5万人分と合わせて50万人を超える保育の受け皿拡大を進めることとしている。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に厚生労働省と文部科学省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」では、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしている。

平成28年度においては、文部科学省の「放課後子供教室」は全国1万6,027か所（28年10月現在）で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国2万3,619か所（28年5月現在）でそれぞれ実施している。

厚生労働省では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向けた「量的拡充」のための支援策の強化を図るため、施設整備費の補助率嵩上げや放課後児童クラブを設置する際の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助基準額の引上げを行った。待機児童が存在する地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助や、学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料の補助を行うなど放課後児童クラブの量的拡充を図った。

また、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」の設置や、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」の推進、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のために児童を一時的に預かる「一時預かり事業」を推進している。

さらに、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子供の送迎や預

かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるよう、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度により、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。また、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及等の施策を推進している。

また、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護職員について、養成研修や資質の向上のための研修等を推進するとともに、その内容の充実等を行っている。さらに、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」等において、福祉分野のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施している。

介護労働者の雇用管理改善のため、平成27年5月、「介護雇用管理改善等計画」（平成27年厚生労働省告示第267号）を改正したほか、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助や実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習を行っている。また、「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発を行い、更には具体的な取組を促す事業を行った。

また介護保険制度については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が平成26年6月から施行されている。

公的年金制度においては、次世代育成支援の観点から、国民年金第一号被保険者の産前産後期間（出産予定月の前月からその翌々月までの4ヶ月間）の保険料負担を免除するとともに、免除期間は満額の基礎年金を保障すること、また、この費用に充てるため、国民年金の保険料を月額100円程度引き上げること等を内容とする年金改革法が第192回臨時国会において成立した。

文部科学省では、「幼稚園教育要領」に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

預かり保育や子育て支援活動については、私立幼稚園については私学助成により支援するとともに、公立幼稚園については、地方財政措置が講じられている。また、子ども・子育て支援新制度においてもこれらの取組について支援の充実を図っている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況や子供の数に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。平成28年度は、低所得の多子世帯について、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子無償となるよう保護者負担の軽減を図った。また、低所得のひとり親世帯等について、保護者負担軽減の特例措置を創設した。

就学前の教育・保育への多様なニーズに対応するため、平成18年10月から開始した認定こども園制度については、新制度で認可・指導監督権限や財政支援を一本化するなどにより、更なる普及促進を図っている。

文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。

また、「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」において、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討し、報告書を取りまとめたほか、平成28年度から新たに「地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業」を地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った。

このほか、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等を

はじめとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究（中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業）を全国の8つの地方公共団体で実施した。

加えて、幼児期から高等教育まで切れ目のない教育費負担の軽減のための取組を行っている。

女性が活躍できるようにするためには、安心な家事支援サービスを利活用できる環境整備を図ることも重要である。経済産業省では、平成27年1月に品質確保に向けた家事支援サービス事業者の取組指針となる「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定した。28年2月には、事業者が当ガイドラインにおける担保すべき項目を満たしていることを確認できる「家事支援サービス事業者自己診断ツール」を作成し、28年度は家事支援サービス認証制度を構築した。

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。

また、公的賃貸住宅における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援したほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を実施しているほか、安全で安心して利用ができる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS）の普及を推進している。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく取組のほか、公共交通機関や公共施設等におけるベビーカー利用がしやすい環境づくりに向け

た検討を行い、ベビーカー利用に関する統一的なマーク（ベビーカーマーク）の掲出を行い、ベビーカー利用に当たっての「お願い」の周知や、普及・啓発を図るキャンペーン等を実施した。さらに、平成27年6月に設置した「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、その解決に向けて望ましい取組の方向性を取りまとめた。

このほか、文部科学省、国土交通省及び警察庁では、通学路における交通安全の確保に向け、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して交通安全対策を実施するとともに、地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等による継続的な取組を支援している。

また、消費者庁では、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している。具体的には、毎週木曜日に事故予防の豆知識などを含めたメールマガジン「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信しているほか、シンボルキャラクター「アプナイカモ」が各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の不慮の事故予防に関する啓発活動を行っている。

このほか、平成28年6月に設置した、関係府省庁の担当課長により構成される「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等について情報交換し、関係府省庁が連携した効果的な啓発活動の実施等についての検討を進めている。

## 第2節 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「人権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

また、法務局等における人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホッ

トライン」、インターネット人権相談受付窓口等を設置し、相談内容に応じた助言のほか、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努めている。

さらに、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施した。また、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図った。

内閣府では、ホームページや発行物等を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の方針等の広報に努めている。APEC女性と経済フォーラム、第60回国連女性の地位委員会（以下「CSW」という。）等の国際会議の概

要についても、内閣府のホームページへの掲載等を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、「聞く会」を3回開催した。

さらに、各府省や地方公共団体等の求めに応じ、職員研修等において男女共同参画の推進の必要性等について説明を行う講師を派遣するなどの取組を行った。また国及び地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）における男女共同参画社会の形成に関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制、平成27年度の苦情処理件数等の把握を行い、取りまとめ結果を男女共同参画会議重点方針専門調査会に報告した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員を中心に、(ア)各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、(イ)男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、(ウ)デパート等に設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

## 第11章

# 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 第1節

## 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

### 1 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

内閣府では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めるため、毎年6月23日から29日の一週間を「男女共同参画週間」として、地方公共団体、女性団体等の協力を得て行事等を実施し、各種の広報・啓発活動を行っている。平成28年度は、旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らしや働き方が可能な社会を作るた

めのキャッチフレーズとして「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」を一般公募から決定し、様々な場面での広報・啓発活動に使用した。また、本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を東京都内で開催した。

男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」を平成20年度以降継続して発行し、内閣府や関係省庁、地方公共団体等の活動状況等に関する情報を紹介し、関連団体や地方公共団体等に配布している。

男女共同参画局ホームページでは、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交換の拠点とするべく、一層の

充実を図っている。

その他、メールマガジン、Facebookを利用した情報発信や、男女共同参画に関する政策に関心のある報道関係者への情報提供など、政府広報を含めた多様な媒体を通じた広報・啓発活動を実施している。

また、内閣府では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（以下「UN Women」という。）、CSW、女子差別撤廃委員会、APEC女性と経済フォーラム、Women20（以下「W20」という。）、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

さらに、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

法務省では、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、261支局、1万4,252人の人権擁護委員（平成29年4月1日現在））において、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、23年4月一部変更）に基づき、毎年12月4日から同月10日（人権デー）までの「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

## 2 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を実施している。

国立女性教育会館では、男性の家庭・地域への参画を促進する取組事例を収集し、学習プログラム企画・実施のため、会館ホームページ上に「男性の家庭・地域参画（学習プログラム）」を開設している。

## 3 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子供・若者世代等を含め、国

民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報啓発活動を推進している。

国立女性教育会館では、男女共同参画統計リーフレットの作成・配布、館内展示をしている男女共同参画統計学習パネル等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を発信している。また、所蔵する図書をテーマごとに選定し、パッケージ化して全国の大学や高校、高等専門学校、公共図書館等へ広く貸し出している。

## 第2節 男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、男性が家事・育児等を身近に感じ継続的な参画が進むよう、スマートフォン用アプリケーション「Let'sさんかくアプリ～男性の家事・育児に向けて～」を開発・配信した。（第2章第3節参照）。

また、「〇〇家作戦会議」、「男性の家事・育児参加コンセプトポスター」を作成・公表するとともに、「〇〇家作戦会議」を活用したワークショップを開催したほか、政府広報を活用した各種媒体により周知・啓発を行った（第2章第3節参照）。

文部科学省では、働き方の見直しや子育てへの参画等について多様な選択を学ぶ機会を提供することを目的としたワークショップの実践手引書を作成し、男女が共に学ぶワークショップの普及・啓発を図った。

厚生労働省では、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す、「イクメンプロジェクト」を実施している。

## 第3節 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 1 男女平等を推進する教育・学習

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共

同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の一層の周知・徹底を図った。

また、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

社会教育関係者に対し、研修等の機会を通じ男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

国立女性教育会館では、高等教育機関における男女共同参画が推進されるよう、大学等の教職員を対象とした「大学等における男女共同参画推進セミナー」を行った。また、情報提供と情報共有の場として、会館ホームページ上に「大学等における男女共同参画イベント情報」ページ<sup>10</sup>を開設している。

また、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設管理職、地方公共団体職員及び女性団体リーダーを対象に、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等について学ぶ「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設・地方自治体・団体〉」を実施した。また、地域の男女共同参画センター等での事業の企画・運営等に携わる職員を対象に「学習オーガナイザー養成研修」を開催した。

さらに、男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究や男女共同参画統計に関する調査研究を実施している。

## 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

子供たちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、文部科学省では、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）を踏まえ、後期中等教育修了までに、

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進している。「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をそれぞれ書き込むことができる機能を持つポータルサイト<sup>11</sup>の運営を行っているほか、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進する「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代を生きていくために必要な力を小学校段階から育成する「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施している。

また、若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、調査研究を踏まえ教材を作成し、ライフデザイン構築のための学びを推進している。

さらに、女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、文部科学省のホームページ<sup>12</sup>で情報提供を行っている。

あわせて、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、履修証明プログラムや公開講座の実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として認定する制度を創設し、平成27年度123課程、28年度に60課程を認定した。

文部科学省では、放送大学の学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援をしており、放送大学において平成27年度からオンライン授業の配信を開始し、そのうち男女共同参画の教育・学習を促進するために、国立女性教育会館と連携した講座を作成し、実施するなど、社会人のニーズに対応したキャリアアップ支援の充実に一層努めた。

<sup>10</sup> 国立女性教育会館「大学等における男女共同参画イベント情報」 <https://www.nwec.jp/event/college/index.html>

<sup>11</sup> 文部科学省 子どもと社会の懸け橋となるポータルサイト <http://kakehashi.mext.go.jp/>

<sup>12</sup> 文部科学省 男女共同参画の推進のために [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/index.htm)



専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成28年5月現在、3,183校に約66万人の生徒が学んでいる。そのうち、約5万5千人が社会人であり、社会人への学習機会の提供において大きな役割を果たしている。また、産業界等と協働し、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行っている。

そのほか、文部科学省では、学校や一般社団法人、一般財団法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

また、文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

中学校及び高等学校においては、性別に捉われることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。高等学校では、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、求人企業の開拓等を行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細かな就職指導を展開している。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実に努めるよう要請している。

平成23年度からは、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省は合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催も行っている。

経済産業省では、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」、及び文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施することで、キャリア教

育の普及・推進を図っている。

また、平成17年度に、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力を「社会人基礎力」として整理し、大学教育を通じた育成の普及を図っている。19年度より「社会人基礎力」の育成事例を学生自身がプレゼンテーションする「社会人基礎力育成グランプリ」、22年度より大学教職員や企業人事担当者を対象に社会人基礎力の教育手法等について発信・意見交換を行う研修会を実施している。

国立女性教育会館は、女子大学生を対象に、将来、社会や組織を支える女性リーダーの育成を目的として、「女子大学生キャリア形成セミナー」を実施した。

さらに、職員の専門性を生かし男女共同参画や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

同会館の女性アーカイブセンターでは、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム<sup>13</sup>等を通じて提供している。女性教育情報センターでは、「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報「女性のキャリア形成支援サイト」を提供している。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるよう、啓発資料を周知することにより、意識啓発を図っている。また、学生に対して、就職先を選択する際には、「女性の活躍・両立支援総合サイト」等を参考にしながら、企業の女性の活躍状況や女性活躍推進のための取組も考慮するよう、大学等を通じて啓発を図っている。

<sup>13</sup> 国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム [http://w-archive.nwec.jp/il/meta\\_pub/G0000337warchive](http://w-archive.nwec.jp/il/meta_pub/G0000337warchive)

## 第4節

## 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

内閣府では、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、平成28年7月に、「女性活躍推進法、女性活躍加速のための重点方針2016及び第60回国連女性の地位委員会等について聞く会」を開催し、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題を周知した。

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省及び経済産業省は、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努めており、平成23年4月から、インターネット・サービス・プロバイダ等による自主的なブロッキングが開始されている。

内閣府では、「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づき規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や調査等の施策を実施している。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、少年がインターネット上の有害なコンテンツに接することを防ぐため、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する

要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

さらに、出会い系サイト規制法を効果的に運用し、出会い系サイトに起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。また、コミュニティサイトに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対して自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけを実施している。

加えて、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、「第三次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、警察庁において、各都道府県警察からの情報を集約・分析した上で、必要に応じ、関係都道府県警察による合・共同捜査の調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施、外国捜査機関等との情報交換・連携の強化等により、児童ポルノ事犯の取締りの徹底を図るとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。

また、警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなどし、民間の自主的な取組を支援している。

さらに、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

また、わいせつな画像データ等の電磁的記録を不特定又は多数の者に電子メールで送信して頒布するなどの行為は刑法のわいせつ物頒布等の罪に当たることから、捜査機関においては、同罪等を厳正に適用し、適切な科刑の実現に努めている。

加えて、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となって児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

内閣官房では、インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議（IT安心会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督励している。また、「違法・

有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁及び関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」<sup>14</sup>により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を行っている。

総務省では、フィルタリングの導入促進や民間団体等の自主的取組の支援、違法・有害情報相談センターによる対応等を進めている。

また、放送分野における青少年のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上を目的として開発した小・中・高校生向けの教材や、小・中学校教員向けの授業実践パッケージを、「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト<sup>15</sup>等を通じて広く公開している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成のため、教材<sup>16</sup>やトラブル事例集<sup>17</sup>をウェブサイト上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用している。

特に青少年のスマートフォン利用が進む中、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS）」を活用して、リテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケートを実施・分析し、その結果を平成27年11月に公表した。

総務省及び経済産業省では、関係者と連携し、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を実施して、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行っている。経済産業省では、セミナーの開催等を通じ、フィルタリングの重要性を説明することで、関係者全体のインターネット・リテラシーの向上を促進している。

文部科学省では、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解

し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

また、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。

## 第5節

### 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 1 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会において、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、国公立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促した。

#### 2 メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、男女共同参画推進連携会議や同会議主催のシンポジウム等を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促すなど、メディア分野における女性の参画拡大に資する取組の推進に努めている。

また、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、平成28年10月に、メディアにおける男女共同参画に関する「聞く会」を開催し、テレビメディアで活躍されている女性をパネリストに迎え、「テレビメディアにおける女性活躍」と題したパネルディスカッションを行った。

<sup>14</sup> 内閣官房 インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト <http://www.it-anshin.go.jp/index.html>

<sup>15</sup> 総務省「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)

<sup>16</sup> 総務省 ICTメディア・リテラシーの育成 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/media\\_literacy.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)

<sup>17</sup> 総務省 インターネットトラブル事例集 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

# 第12章

## 男女共同参画の視点に立った 防災・復興体制の確立

### 第1節

#### 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

##### 1 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

平成24年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府では、地方防災会議における女性委員の割合を高めるために工夫している地方公共団体の事例を紹介するなどして、地方公共団体に対し、地方防災会議への女性の参画拡大や地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけている。

##### 2 防災の現場における女性の参画拡大

消防庁では、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行った。また、女性消防団員の加入促進に係る好事例を周知し、女性消防団員が活動しやすい環境整備に努めるよう働きかけた。

##### 3 防災施策への男女共同参画の視点の導入

内閣府では、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、防災における女性のリーダーシップを推進するため、防災に関する男女共同参画の視点からの防災研修プログラムを開発し、28年7月に公表した。公表に当たり、各都道府県及び政令指定都市の男女共同参画担当及び防災危機管理担当を対象とした2回の説明会を実施するとともに、本プログラムを活

用して全国11地方公共団体において、防災研修を試行的に実施した。こうしたことを通じて、地方公共団体において広く防災に携わる職員が、男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できるよう知識の普及等に努めた。

平成28年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」においては、発災直後に熊本県及び熊本市に対し、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を活用し、避難所運営等において男女共同参画の視点に配慮した措置が講じられるよう通知を発出した。熊本市では、内閣府が作成したチェックシートを用いた避難所スタッフへのヒアリングや、更衣室や授乳室等の表示配布を行うなど、男女共同参画の視点から避難所の環境改善活動等を実施する「避難所キャラバン」を28年4月から同年7月まで実施した。

また、災害対応に当たった地方公共団体や民間団体の、災害に対する事前の備えや発災時の対応、これまでの復旧・復興の対応状況の把握や各種事例の集積を男女共同参画の視点から実施するとともに、男女共同参画の視点から、今後取組むべき課題等を明らかにするため、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」を実施した。同調査では、約半数の被災市町村の避難所において男女別トイレや更衣室、授乳室の設置等、男女共同参画の視点からの取組が発災1か月以内に実施されていた一方、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の被災自治体での認知・活用状況が低かったことなどが明らかとなり、これらを踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用や応援・受援体制等における男女共同参画の視点の導入等の提言を含む報告書を取りまとめた。なお、被災地には、乳児用液体ミルクがフィンランドから支援物資として届けられており、被災者からは調乳せずに使用できるため役に立ったなどの声があった。

## 第2節

### 復興における男女共同参画の推進

内閣府では、平成23年度以降、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体及びNPO等との協力の下、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、電話や面接により相談を受け付けるとともに、仮設住宅等を訪問するなどして直接相談を受け付けている。

復興庁では、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、東日本大震災からの復興に当たり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表している。平成29年2月に作成した第12版までにおいて、計103事例を公表した。これらの事例集等も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

また、平成29年1月には、復興庁・内閣府が主催して、熊本地震の被災地に、東日本大震災などの

過去の災害の教訓を、男女共同参画や災害時要援護者などの多様な視点から伝えるために、シンポジウムを開催した。

## 第3節

### 国際的な防災協力における男女共同参画

2015（平成27）年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」には、事前の防災投資、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性等、我が国の主張が取り入れられた。

外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ」（平成27年3月）に基づき、防災における女性のリーダーシップ推進研修を開始した。2016（平成28）年は、国連訓練調査研究所（UNITAR）と協力して、太平洋島嶼開発途上国全14か国から計26名の防災分野に携わる女性管理職員を招へいし、仙台、和歌山、東京各地で研修を行った。

## 第13章

# 13

## 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## 第1節

### 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、女性の地位向上のための国際規範・基準やCSW等の国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努めている。

2016（平成28）年2月には我が国が2014（平成26）年9月に国連に提出した女子差別撤廃条約の実施状況の報告についての審査がスイスのジュネーブで行われ、日本の女子差別撤廃条約の実施状況について、女子差別撤廃委員会委員と建設的な対話を行った。同年3月には、同委員会から最終見解

が出され、5月に開催された男女共同参画会議で配布した。

男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として、平成28年7月に、女子差別撤廃委員会からの最終見解及び第60回CSW等に関しての「聞く会」を開催し、また、29年2月には、第61回CSW等についての「聞く会」を開催した。

また、第61回CSWには、NGO代表を政府代表団の一員として派遣した。

1 開発協力大綱に基づく開発協力の  
推進

我が国は、公正で持続可能な開発の実現に女性が参画し、開発の恩恵を受けられる「女性が輝く社会」の実現を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定に係る国際的な議論でも女性のエンパワーメントとジェンダー平等の重要性を訴え、議論に貢献した。その結果、2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて採択された同アジェンダにおいてゴール5として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が明記されただけでなく、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示された。

我が国は、2030アジェンダに掲げられたSDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、2016（平成28）年5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置した。同年12月、同推進本部において、SDGs達成に向けた我が国の指針である「SDGs実施指針」を決定したが、同実施指針においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である旨を明記している。

また、2015（平成27）年2月に閣議決定した、我が国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」では、開発協力の適正性確保のための原則の一つとして「女性の参画の促進」を挙げており、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記している。

2016（平成28）年5月には、「開発協力大綱」に基づく分野別開発政策として、「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。同戦略は、(ア) 女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、(イ) 女性の能力発揮のための基盤の整備、(ウ) 政治、

経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野として、途上国における女性の活躍推進と質の高い成長を目指している。

2015（平成27）年4月にはUN Womenの日本事務所が東京に開設されるとともに、同年の我が国のUN Womenへの拠出額が加盟国中第5位となるなど、国連との連携を一層強化している。また、2013（平成25）年9月、安倍総理大臣が第68回国連総会において表明したとおり、女性の地位向上を主眼として30億ドルを超す支援を実施した。さらに、2016（平成28）年12月に開催された3回目の国際女性会議WAW!において、安倍総理大臣は、途上国の女性たちの活躍を推進するため、2018年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明し、着実に実施している。

開発協力の実施機関として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを目的とする協力事業を実施している。この一環として、各セクター・課題における事業のインパクトが男性・女性の双方に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違い等の把握に努めており、その結果が協力事業の計画・実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるように、執務参考資料や国ごとのジェンダー情報の収集を行うとともに、事業の各段階におけるジェンダー視点からのモニタリング等を行っている。

また、開発協力事業の実施に当たって、女性等社会的に弱い立場にいる者が負の影響を受けることがないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」を通じて、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献する協力事業の実施を促進している。また、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等といった取組を行っている。

我が国は人間の安全保障を推進すべく、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援して

Ⅱ-13-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概要
無償資金協力	<p>開発途上国等に返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較所得水準の低い国を中心に、病院や橋等の社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境等の生活水準の向上に関する支援を行っている。平成27年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を20件実施している。</p> <p>また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、平成27年には、女性のための教育支援、女性の自立支援等を目的とする43件の事業が実施されている。なお、日本NGO連携無償資金協力においては、全ての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮を含むSDGsの内容に沿った事業であることにつきチェックすることになっており、28年度は102件の事業が実施された。</p>
有償資金協力	<p>低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」等の分野において事業を実施しており、平成27年度に開始された事業の中でジェンダー視点に立った取組を行った案件を29件実施している。</p>
技術協力	<p>研修員受入れ／専門家派遣／機材供与等、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力（開発調査型の技術協力を含む。）を、平成27年度に開始された事業の中で、ジェンダー視点に立った取組を行った案件を53件実施している。また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする研修17コースを実施するとともに、研修内容にジェンダー視点を取り入れた研修を56件実施した。</p>

いる。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金や日・UNDPパートナーシップ基金等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（二国間協力についてはⅡ-13-1表、多国間協力については本節3参照）。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、保健分野における取組を重視している。我が国が2015（平成27）年12月に発表した「平和と健康のための基本方針」を踏まえ、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の実現を目指して、女性の医療アクセスの改善、栄養改善、母子健康手帳の普及等の母子継続ケアの支援、医師や看護師、助産師等保健人材の育成、国際機関等を通じた性と生殖の健康サービスの提供等を行っている。さらに我が国が議長国を努めたG7伊勢志摩サミットにおいて、女性の健康課題解決に向けた取組を含む「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」をとりまとめた。

教育支援分野では、2015（平成27）年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェ

ンダ」が採択されるタイミングにあわせ、我が国の新しい教育協力政策である「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。同戦略では、重点的な取組の一つとして、女子教育支援を挙げており、女性・女兒のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施していくこととしている。

2015（平成27）年3月にミシェル・オバマ米大統領夫人が訪日した際には、安倍昭恵総理夫人と同大統領夫人が出席する共同行事が開催され、その機会に日本政府は女兒・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、同年からの3年間で420億円以上のODAを実施することを表明し、支援を実施している。

## 2 女性の平和等への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性及び紛争時において最も支援を必要とする者は女性や子供であることを考慮し、人間一人ひとりに着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。

2015（平成27）年、我が国は、女性と平和、安全保障の問題を明確に関連づけた安保理決議第1325号（2000（平成12）年）及び関連決議の履行に向けた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、同年9月に発表した。同行動計画は、

国内外双方の取組に対応していること、紛争関連事態のみならず自然災害時における女性の役割にも言及していることなどが特徴となっている。

また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）等の国際機関を通じての協力も積極的に実施している。

防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の現場に女性の自衛隊員を含む部隊等を派遣している。平成28年度には、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、28年6月から同年12月までは13人、同年12月以降15人の女性の自衛隊員を含む部隊を派遣している。司令部要員として、25年6月以降、延べ2人の女性の自衛隊員を派遣している。また、連絡調整要員として、25年8月以降、延べ4人の女性の自衛隊員を派遣している。

また、2014（平成26）年5月の安倍総理大臣のNATO本部訪問時のラスムセンNATO事務総長（当時）との会談において、女性・平和・安全保障分野における日NATO協力として、NATO本部への我が国の女性職員の派遣について合意されたことを受け、同年12月より、女性自衛官1名をNATO本部に派遣している。当該女性自衛官はNATO女性・平和・安全保障担当特別代表のオフィスにおいて、NATOが実施する様々な活動について、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、女性の参画を促す助言等を行っている。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、安保理決議第1325号の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性を含め、現地でのより効果的な活動に結びつくよう、教育を実施している。

防衛省では、国連平和維持活動における女性将校の役割の重要性に鑑み、UN Womenと国連PKO局が実施する女性将校訓練コースに対して、これまでに3名の女性自衛官を派遣した。

### 3 国際機関との連携・協力推進

我が国は、ジェンダー分野を専門とする唯一の国連機関であるUN Womenとの連携を深めており、2011（平成23）年から2期連続で同機関の執行理

事国を務めている。また、平成28年7月には「アジア太平洋地域における女性・平和・安全保障に関する行動計画に関するシンポジウム」を同機関と共催し、アジア太平洋地域における女性・平和・安全保障に関する議論を促進した。2016（平成28）年には、UN Womenに対して約3,000万ドルの拠出を行った。

また、紛争下の性的暴力について、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所といった国際機関との連携や国際的な議論の場を重視し、一層積極的に取り組んできている。2016（平成28）年、コンゴ民主共和国及び中央アフリカにおける案件につき、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表の専門家チームに255万ドルの財政支援を行った。

さらに、2014（平成26）年に国連平和維持活動に従事する女性保護アドバイザーに対する訓練教材の開発及び訓練の実施や派遣要員向けの性的搾取・虐待防止のためのEラーニング・プログラム開発のため、国連PKO局に対し52.4万ドルの財政支援を行い、2016（平成28）年12月、女性保護アドバイザーの裾野を広げるための教官養成用の訓練教材の開発及び訓練の実施のために28万5,000ドルを拠出することを決定した。また、国連PKO幹部に女性の登用を促進することを目的として国連が開始したシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対し、15万ドルの財政支援を行った。防衛省からは、国連が軍隊向けに新たに開発した訓練教材を使用し、紛争下における性的暴力に関する状況に対する平和維持隊員の対応能力を強化すること等を目的としたコース（2016年1月）へ訓練生を派遣した。また、2017（平成29）年1月、国連PKO局に対し、国連及び関係者による性的搾取・虐待の被害者の支援を目的とした被害者救済基金に20万ドルを拠出することを決定した。

なお、我が国は、2014（平成26）年以降、国際刑事裁判所の被害者信託基金に拠出を行っている。2016年には約4.7万ユーロを拠出し、全額を紛争下における性的暴力対策に割り当てる等、被害者保護対策にも取り組んでいる。

また、男女共同参画推進連携会議においては、「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを組織して、「女性のエンパワーメント原則



(WEPs)<sup>18</sup>について、我が国の企業・団体等における理解促進に向けた活動を行うなど、UN Womenの取組との連携・協力を図っている。

さらに、我が国は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地においてジェンダーに配慮した教育プログラムの開発や女子に対する代替的学習機会の提供等に協力している。

また、国連開発計画(UNDP)に設置した日UNDPパートナーシップ基金を通じ、女性の社会的・経済的地位の向上を図るプロジェクト等に対して、支援を実施している。これらに加え、我が国が主導して国連に設置された人間の安全保障基金では、女性及びジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトを支援してきている。

さらに、2017(平成29)年3月8日の「国際女性の日」に内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージを寄せた。

国立女性教育会館では、アジア地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指して「アジア地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」を実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国両性平等教育振興院等と互いに訪問し情報交換を行うなど交流を深めた。

また、2016(平成28)年10月にはカンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー、マレーシア及びベトナムの人身取引対策に携わるメンバーを対象としたワークショップ型研修を独立行政法人国際協力機構の委託事業として実施し、12月には「女性の活躍促進に向けた取組み」をテーマとして、海外の専門家を招へいし「NWEC(国立女性教育会館)グローバルセミナー」を開催した。

## 4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メン

バーの参加も積極的に進めている。2016(平成28)年の第71回国連総会第三委員会においては布柴靖枝氏(文教大学教授)を日本政府代表顧問に、また、2017(平成29)年の第61回CSWにおいては橋本ヒロ子氏(十文字中学高等学校長)を日本代表に任命し、政府代表団の一員として派遣した。女子差別撤廃委員会では、2008(平成20)年1月から委員を務める林陽子氏が2015(平成27)年2月から2年間同委員会委員長を務めた。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連関係機関における日本人の女性職員数(専門職以上)は、1975(昭和50)年の19人から2016(平成28)年は477人と大幅に増加しており、日本人職員の約6割を占めている。

## 5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信

2016(平成28)年に我が国が議長を務めたG7伊勢志摩サミットにおいては、女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げ、首脳宣言に、質の高い教育や訓練等を通じた女性の能力開花を支援し、そのための「G7行動指針」を支持すること、科学や技術、工学、数学分野における女性の進出を促進するために「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」を立ち上げること、女性に対するあらゆる暴力への対応強化にコミットすること等が盛り込まれた。また、男女共同参画と女性の活躍をすべての政策分野で反映する「主流化」の重要性は、SDGsで明記されたが、我が国は、SDGs策定後、初のG7サミット開催国として、その趣旨を体現するため、首脳会合のみならず、全ての関係閣僚会合で女性を議題として取り上げ、女性の活躍推進に向けたイニシアティブを主導した。これは、G7サミットの歴史上、初めてのことであった。

2016(平成28)年5月、世界人道サミット(於：トルコ、イスタンブール)における「女性・女兒：ジェンダー平等」ハイレベル分科会において、白石女性・人権人道担当大使(当時)から人道危機にお

<sup>18</sup> 2010(平成22)年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト(GC)と国連婦人開発基金(UNIFEM)(当時。現UN Women)が共同で作成した7原則。

○女性のエンパワーメント原則(WEPs)

1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進、2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃、3) 健康、安全、暴力の撤廃、4) 教育と研修、5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動、6) 地域におけるリーダーシップと参画、7) 透明性、成果の測定、報告(内閣府仮訳)

ける女性の保護やエンパワーメントに関する我が国の取組を紹介した。また同月、中国の西安においてW20が「均等参画と革新的開発」をテーマとして開催され、我が国からは内閣府男女共同参画局長及び民間からの代表者等が参加し、我が国の取組等について報告を行った。

2016（平成28）年6月、ペルーのリマで開催されたAPEC女性と経済フォーラムでは、「グローバル市場における女性の経済的統合への障壁の突破」をテーマに、APEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われ、フォーラムの結果は「声明」として取りまとめられた。我が国からは内閣府大臣政務官、民間からの代表者等が参加し、我が国がAPEC及び国内にて実施している女性の活躍推進の取組等について発言を行った。

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、日本、中華人民共和国及び大韓民国の3か国を招いて女性に関する「ASEAN+3委員会」を開催しており、2016（平成28）年10月にはシンガポールで第8回会合が開催された。「ASEANにおける社会規範の変更を通じた女性のリーダーシップ促進」をテーマに意見交換が行われ、内閣府から我が国の取組等について報告を行った。

2016（平成28）年12月、タイのバンコクで「東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」が開催され、我が国から男女共同参画・女性活躍担当大臣が参加した。本フォーラムは、2006（平成18）年に、我が国が主導し、アジア各国の閣僚に参加を呼び掛けて、東アジア初の男女共同参画担当大臣会合として発足し、東京で第1回会合を開催した後、アジア各国で計5回、開催された「東アジア男女共同参画担当大臣会合」と、「東アジア家族に関する大臣フォーラム」とを統合し、新たに発足したものである。本フォーラムでは、「家族に優しい社会：家族と男女共同参画を通じたSDGs達成への貢献」をテーマに、政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力等について議論が行われ、我が国から、G7伊勢志摩サミットの成果等を発信したほか、SDGs達成等に向けたバンコク宣言がまとめられた。

2016（平成28）年12月、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、我が国は3回目となる国際女性

会議WAW！2016（World Assembly for Women）を開催した。安倍総理より、冒頭挨拶において我が国の内外における女性活躍推進に向けた取組について発信された他、日本及び26の国と地域、11国際機関から93名の女性分野等で活躍するトップ・リーダーたちが参加し、全体テーマを「行動するWAW！」とし、行動を通じて意識改革を促すとともに、活発な議論を行った。各参加者からのアイデアや提案は「WAW! To Do 2016」として取りまとめられ、国連文書（A/71/829）としても発出された。

総務省は、平成29年3月に開催された国連統計委員会第48回会合において、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するべく、隔年で国連が開催国との共催で実施する国際フォーラムである、ジェンダー統計グローバルフォーラムの第7回会合を、30年度に我が国（東京）へ招致することを表明し、同委員会から歓迎を受けた。

なお、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図るため、2016（平成28）年から「アジア・太平洋輝く女性の交流事業」を開始し、同年11月、東京において、アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてたシンポジウム及び国際交流を開催し、架け橋として活躍している各国の女性たちのこれまでの貢献に感謝するとともに、知見の交換及びネットワーキングを行った。